

土 木 環 境 委 員 会 記 録
< 第 2 号 >

令和元年第 5 回 沖 繩 県 議 会 (9 月 定 例 会)

令和元年10月 4 日 (金 曜 日)

沖 繩 県 議 会

土木環境委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 令和元年10月4日 金曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午後3時10分

場 所

第3委員会室

議 題

- 1 甲第2号議案 令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 2 甲第3号議案 令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）
- 3 乙第9号議案 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 4 乙第11号議案 工事請負契約について
- 5 乙第12号議案 工事請負契約について
- 6 乙第13号議案 工事請負契約について
- 7 乙第14号議案 工事請負契約について
- 8 乙第15号議案 工事請負契約について
- 9 乙第16号議案 財産の取得について
- 10 乙第17号議案 訴えの提起について
- 11 請願第1号、同第2号、陳情平成28年第76号、同第106号、陳情平成29年第21号、同第38号、同第46号の4、同第61号、同第83号、同第91号の3、同第92号の3、同第94号の4、同第95号、同第132号、同第145号、同第151号、陳情平成30年第21号の2、同第23号、同第25号、同第30号、同第31号、同第44号の4、同第65号、同第99号、同第100号、同第102号の4、同第112号、

陳情第11号、第29号、第30号、第40号、第42号、第48号、第49号の4、第50号、第69号、第76号、第79号、第86号、第88号の4及び第98号

出席委員

委員	長	新垣清涼	君
副委員	長	照屋大河	君
委員		座波一	君
委員		具志堅透	君
委員		座喜味一幸	君
委員		崎山嗣幸	君
委員		上原正次	君
委員		赤嶺昇	君
委員		玉城武光	君
委員		糸洲朝則	君
委員		山内末子	さん

委員外議員 なし

説明のため出席した者の職・氏名

土木建築部	長	上原国定	君
土木企画統括	監	永山淳	君
土木建築部	参事	與那覇聰	君
技術・建設業	課長	多和田真忠	君
道路街路	課長	島袋善明	君
道路管理	課長	島袋一英	君
河川	課長	外間修	君
海岸防災	課長	新垣義秀	君
港湾	課長	桃原一郎	君
空港	課長	野原良治	君
都市計画・モノレール	課長	謝花勉	君
建築指導	課長	野原和男	君

住 宅 課 長 與那嶺 善 一 君
施 設 建 築 課 長 内 間 玄 君
教 育 庁 総 務 課 主 幹 水 田 篤 史 君

○新垣清涼委員長 ただいまから土木環境委員会を開会いたします。

甲第2号議案、甲第3号議案、乙第9号議案及び乙第11号議案から乙第17号議案までの10件、請願第1号外1件及び陳情平成28年第76号外38件を一括して議題といたします。

本日の説明員として、土木建築部長の出席を求めております。

まず初めに、甲第2号議案令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

本日は、サイドブックに掲載されております資料1 議案説明資料土木環境委員会により御説明いたします。

それでは、ただいま青いメッセージで通知しました資料1 議案説明資料（土木環境委員会）をタップし、資料をごらんください。

それでは、右から左に画面をスクロールしていただき、説明資料の1ページを表示ください。甲第2号議案令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に1680万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1251万円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○桃原一郎港湾課長 着座にて御説明させていただきます。

資料2の1により御説明いたします。通知をタップして、1ページをごらんください。

議案の概要と歳入・歳出予算補正の内容となっております。今回の補正は、宜野湾港管理運営費を1680万5000円増額するものであります。中段の2歳入歳出予算補正の内容（第2条関係）をごらんください。歳入歳出予算の追加は1件

でございます。2段落目をごらんください。特別会計においては、施設使用料など、収入に含まれる消費税及び地方消費税から、管理運営費や建設費など、支出に含まれる消費税及び地方消費税を控除した額を税務署に申告し納付を行っております。ただし、控除する額については、控除の対象から一部除外しなければならない経費が生じることがございます。補正の理由は2点でございます。1点目は、令和元年度に納付すべき消費税及び地方消費税額を過年度実績をもとに想定していましたが、それよりも多くなったこと。2点目に、平成30年度の消費税の確定申告に関して、修正申告を行う必要が生じたことでございます。以上のことから、予算額に不足が生じており、宜野湾港管理運営費の1680万5000円の増額補正を行うものであります。

以上で、甲第2号議案令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、甲第2号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、質疑に際しては、あらかじめ引用する予算資料の名称、ページ及び事業名等を告げた上で質疑を行うよう御協力をお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第2号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、甲第3号議案令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、通知をタップして、資料1の3ページをごらんください。

甲第3号議案令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。本議案は、既定の歳入歳出予算の総額に3153万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8165万5000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○**桃原一郎港湾課長** 港湾課長の桃原でございます。資料2の2により御説明いたします。通知をタップして、1ページ目をごらんください。

議案の概要と歳入・歳出予算補正の内容となっております。今回の補正は、与那原マリーナ管理運営費を3153万9000円増額するものであります。中段の2歳入歳出予算補正の内容（第2条関係）をごらんください。歳入歳出予算の追加は1件でございます。2段落目をごらんください。補正の内容と理由は先ほどの議案と同様となっており、予算額に不足が生じるため、与那原マリーナ管理運営費3153万9000円の増額補正を行うものであります。

以上で、甲第3号議案令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○**上原国定土木建築部長** 以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○**新垣清涼委員長** 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、甲第3号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○**座波一委員** 確認のためですが、消費税が予想以上にかかるということは、その収益が上がったということで理解していいですか。

○**桃原一郎港湾課長** 今回、上がったというのはですね、実際現場のほうにホイストクレーンを整備しております、ソフト交付金を活用してですね。実際、その交付金を、本来控除すべきでないものをちょっと見落としていたというところがございまして、それがふえたと。施設の収入につきましては、与那原マリーナについては一まだ開港したばかりですので、これからのマリーナ運営となっているようなところでございます。

○座波一委員 交付金の分が収入になっているわけですね。

○桃原一郎港湾課長 一般会計では補助金として入ってきたお金でございます。

○座波一委員 だから、その補助金の特会では収入という扱いで、それに対する消費税ということですね。

○桃原一郎港湾課長 そのとおりでございます。

○座波一委員 交付金も入れて、またさらに消費税も補充していくわけだ。そういうことになりますか。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、港湾課長から税務署の調査により指摘された経緯等についての補足説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、甲第3号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、通知をタップして、資料1の5ページをごらんください。

乙第9号議案沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例について御説明いたします。本議案は、沖縄都市モノレールの車体を利用する広告物を表示する場合の許可等に関する手続を定めるとともに、当該許可等に関する知事の権限

に属する事務を、権限移譲の協議が調った浦添市が処理することとする等の必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 資料2の3で御説明いたします。通知をタップして、1ページをごらんください。

都道府県及び中核市は屋外広告物法の規定により、条例で良好な景観の維持等のため、広告物の表示を禁止する地域、広告物を表示する場合の許可等、広告物の表示等に関し必要な制限を定めることができることとされていることから、県及び中核市である那覇市は、それぞれ当該条例を定めているところであります。3の改正案の概要を御説明いたします。1つ目に、現在、那覇市の区域において運行されている沖縄都市モノレールの車体を利用する広告物、いわゆるラッピング広告が施された車両は、那覇市が定める条例の適用を受けておりますが、延長事業により、浦添市の区域においても運行されることに伴い、同区域において当該広告物を表示する場合の許可等に関する手続を定めるものであります。2つ目に、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、当該許可等に関する知事の権限に属する事務を権限移譲の協議が調った浦添市の処理とするものであります。また、この条例は公布の日から施行いたします。

次に、ページをスクロールして、5ページ以降は新旧対照表であります。

以上で、乙第9号議案沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第9号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 単純に言うと、今モノレールは動き始めたんだけど、広告等のペインティングは、これが通るまではされないという簡単な理由になりますか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 延長事業につきましては、10月1日から

モノレールが浦添で運行されていますけれども、それに先立ちまして、現行の県の条例第12条第2項に基づいて特例の許可を出しております。それに基づいて今現在は運行されているという状況でございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 この屋外広告物ということで、これはモノレールだけに該当するんですか。今バスとかにもそういった広告物ってということで結構あると思うんですけど、それは該当しないんですか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 今回の条例の対象になっているのは、軌道系の交通ということで、モノレールが該当します。対して、バスについてもですね、基本的には屋外広告物ということで捉えております。

○山内末子委員 モノレールだけは対象にして、バスについては対象外というか、これからそういう対象にしていくのか、その辺の説明をお願いします。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 バスについては、現行の県の条例の中で大きさは決められた範囲があるんですけども、その大きさの中で屋外広告物はやってもいいという規定があります。それに基づいてバスのほうは今、管理をされているということになります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 これまで那覇市内だったものが浦添まで延長になったと。それで、那覇市で広告条例で権限移譲されていたものが浦添でも必要になったということですよ、今回の条例制定。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 那覇市は権限移譲ではなくて、中核市ということでみずから条例を持つということになっています。

○具志堅透委員 そこでちょっとわかりづらいのは、モノレールは那覇市から動いて行って浦添、どこからどこまでという広告物はわからないわけですよ。

となると、2カ所に掲示をしようという人たちは、2カ所にこの申請をしないといけなくなるのか、どうなのか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 今おっしゃったように、那覇市の部分については、那覇市の条例が適用されますので那覇市の許可が必要で、浦添市については、今現在、県のほうの条例が適用されるので、県の条例に基づいて浦添市が権限移譲で許可をします。2カ所に許可が必要になります。

○具志堅透委員 これというのは、今の行革だとかいろんなものから相反してちょっと複雑というか、これを一つにまとめることはできないですか。例えば車庫、駐機場の主たる場所だとか、それが那覇にあるから那覇で構いませんよと。移動しているわけですから、それを両方に出すというのはちょっとどうなのかなと思うんだけど、その辺はどう考えますか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 まず、バス等についてはルートが特定をされていないと、いろんなところにバスは移動が可能ですので。そういう意味で、バスについては車庫証明のあるところに許可を求めればよいということになっております。ただし、軌道系については、ルートが固定されていますので、そのルートに入る各行政区のところでおのおの許可をもらうということが一応、基本的なスタンスになっております。

○具志堅透委員 今、これは法律の話ですか、定められているというのは。軌道系とバスというのは。根拠は。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 今のお話は、国のガイドラインに沿った形で条例を定めているんですけども、先ほど部長がおっしゃったように、バスだけではなくて自動車は全般的に含まれるもので、自動車というのはどこでも行けるということになっていますので、基本的に車庫があるところで許可をもらうということになっています。軌道系は固定されていますので、それぞれの行政団体のところで許可をもらうということにしております。

○具志堅透委員 そこはわかりました。ただ、その申請が二重になるというのはどうもちょっと、もっと簡素化できないのかなと思います、今の行革の流れの中ではですね。権限移譲制度が地方分権一括法の中でできたのも、たしかそういうのが主たる目的だと思っているんですよ。それで、地方でできることは

地方にという部分もあるんだけど。そこで、政令指定都市で那覇市は定めなきゃいけないということであればですね、那覇市に一括して委託をする、移譲とか、そういうことができないのかが1点。もう一つは、それができなければ県がもう受けて、両方を補完するということができないのかという部分はどうか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 この屋外広告物条例に係るものなんですけども、基本的には景観に配慮したということで、そういった屋外広告物法があると思うんですけども、その中でやっぱり景観を管理する行政団体が各行政区になっていきますので、那覇市は那覇市で景観を管理しているし、浦添市は浦添市で管理している。それぞれの景観に配慮するというので、それぞれの許可が必要になるからという考えです。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 私も開通式でモノレール乗りました。今、景観に関してのお話一条例の話なんですけど、車内の広告物ありますよね。今、那覇市内をずっと回っていた状態で、延伸して浦添まで来て4.何キロ延びますよね。車両内の広告物の料金が、これまで料金幾らと設定があったと思うんですけど、延伸して多くの方がこれだけ広告物を見ますので、そういった料金の改定とかそういったのはないのか。そのまま那覇市内を回っていた車両が浦添に来て、多くの方がコマーシャルとして広告を見ますよね。最初の料金設定でそのまま那覇から浦添へ回ってくることになりますよね。コマーシャルとしては、すごいインパクトが広がるということで、最初の那覇市内を回っただけの料金でそのまま広告料金を上げるとか、そういった考えとかはないですか。これを機にいろいろ変えていくとか。

○謝花勉都市計画・モノレール課長 モノレールの車両の中にある広告は屋外広告物ではなくて、モノレール会社が独自で広告を募集して掲載しているものでありまして、実は県が許可するとか、自治体が許可するとかというものではありません。それで、幾ら広告収入があるとか、今、その情報はありません、済みません。

○上原正次委員 ですから、景観に対しての条例と別個の話ではあるんですが、

やはりこれだけ利用者がふえて、料金をちょっと上げてもいいんじゃないか、いったほうがいいんじゃないですか、収入として。

以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第11号議案工事請負契約についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、通知をタップして、資料1の6ページをごらんください。

乙第11号議案工事請負契約について御説明いたします。

本議案は、県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その2）の工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。契約金額は15億1558万円で、契約の相手方は株式会社ピーエス三菱、株式会社大米建設、有限会社長浜建設の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。当該工事は、泡瀬人工島へのアクセス道路である橋梁の4車線中、人工島へ向かって左側2車線の上部工約70メートルを整備する工事であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○桃原一郎港湾課長 資料2の4により御説明いたします。通知をタップして、1ページ目をごらんください。

上段左側に事業箇所的位置図、事業概要、工事概要、右側に今回工事部分の橋梁上部工断面図を表示しております。また、下段側は、橋梁全体の縦断面図及び平面図を表示しております。当該工事は、橋梁全体縦断面図及び平面図に赤色塗りで示す4車線中、人工島に向かって左側2車線の橋梁上部工約70メートルの桁架設と、P15からA2下部工の柱頭部工4基を整備するものです。工事の完成は令和3年3月を予定しております。

2ページ目をごらんください。

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事の進捗状況及び上部工その2工事箇所

の写真です。下部工については、19基中14基が完成しております。当該工事箇所は赤色塗り箇所となっており、人工島から上部工の桁架設を進めていきます。

3 ページ目をごらんください。

当該工事と同様の架設工法である伊良部大橋の事例で、セグメント製作順序を写真で表示しています。セグメントの製作・保管場所については、人工島内に設置します。

4 ページ目をごらんください。

セグメントの架設順序について伊良部大橋の事例で架設順序を写真で表示しています。

5 ページ目をごらんください。

提出議案の概要について御説明いたします。上から3つ目の項目、議案の概要の中の2、契約の方法は一般競争入札の総合評価方式で、3社共同企業体の自主結成方式としております。共同企業体の代表者に求める要件として、土木工事業で登録され、最大支間長が45メートル以上のPC連続橋などの工事を元請で施工した実績を有し、沖縄県内に建設業法に基づく営業所がある企業としております。また、その他構成員につきましても、土木工事業の特A級とA級の2社とし、特A級は沖縄県内、A級は中部土木事務所管内に建設業法に基づく主たる営業所がある企業としております。

6 ページ目をごらんください。

資料は総合評価方式に関する評価調書であります。下段の評価結果の欄をごらんください。8つの共同企業体の入札参加があり、結果としまして株式会社ピーエス三菱を代表者とする特定建設工事共同企業体を落札者とし、仮契約を締結しているところです。

以上で、乙第11号議案工事請負契約についての説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第11号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 この契約の内容に入る前に、一連の一般質問の中で出てきました契約前飲食の件についてですね、土木部の考え方を改めて確認したいと思っ

ています。まず、一連のそういった問題指摘に対しましてですね、部長はどのような感想を持たれましたか。

○上原国定土木建築部長 土木建築部としても他部と同様でございますが、県職員の服務につきましては、沖縄県職員倫理規程において基本的な心構えが定められております。各職員はその規程にのっとり、県民の疑惑や不信を招くことがないように行動しているものと考えております。土木建築部では不祥事を未然に防止することを目的にですね、従来からコンプライアンス研修等を継続的に実施して、職員一人一人の法令遵守への意識の一層の徹底に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○座波一委員 今の答弁は、形式的な模範的なお話だとは思いますが、今回の一連のこの事態に対して、どのように感じていますかということの不祥事であると捉えていますか。

○上原国定土木建築部長 繰り返しになりますけれども、県職員の服務については、沖縄県職員倫理規程において基本的な心構えが定められておりますので、その範囲内での行動であろうというふうに考えております。

○座波一委員 今回、多数そういった契約案件を抱えている土木部においても、これは本当に身につまされる問題だというふうに、しっかり契約に関連する業務というのは管理しないといけないと思うんですよ。部内の職員に対するこういう防止策—規律の徹底というのは、どのように今後やっていくわけでしょうか。

○上原国定土木建築部長 先ほども申し上げましたけれども、従来からですね、コンプライアンス研修等を継続的に実施しておりますので、職員一人一人の法令遵守への意識の一層の徹底を今後とも取り組んでいきたいというふうに考えております。

○座波一委員 今回の件で、県のワーキングチームが結成されていますよね。それで、土木部から4人の職員が応募をしてその所属に入っています。この中にいるかどうかわかりませんが、そのワーキングチームというのは、この応募制だと思うんですが、そういう応募から決定までどのような手続で決まってい

くのですか。

○上原国定土木建築部長 ワーキングチームの、SDGs Okinawa ワーキングチームでよろしいですか。うちの部からも4人の職員がそのメンバーに加わっておりますけれども、そのワーキングチームの結成につきましては、企画部のほうでですね、参加希望職員の募集についてということで公文書が参りまして、それを見て募集に応じた職員が選ばれたと、そういった形でメンバーに加わっていますので、その決定の過程については我々としてはちょっと承知してないところでございます。企画部のほうで事務はとり行われているというところでございます。

○座波一委員 一応、土木部から4人なんですよ、一番多いと思うんですが。それだけの人員がある程度一とられるといたらおかしいんだけど一所属していくわけだから、それは部長の決裁も必要ではないかなと。相談、あるいは決裁は必要ないんですか。

○上原国定土木建築部長 ワーキングチームにつきましては、企画部から庁内公募がありまして、希望する職員が各自の所属長一本庁であれば課長の承認を得て応募するというところでやっております。企画部の選考の後、ワーキングチームのメンバーが決まっているということで、私の決裁ではなくてですね、各課の課長、所属長の決裁でもって応募しているということでございます。

○座波一委員 ただでさえ人員が足りない、事業がたくさんあるという中で、一人でも人員が欲しいような時勢にですね、ワーキングチームがどの程度の仕事量があるかわかりませんが、本業に影響はないんですかね。そういった中で、総合的に判断して4人も派遣するというか、そういう形になるかと思うんですけども、そういうことはないんですか。

○上原国定土木建築部長 応募した4人の職員は非常に意識の高い優秀な職員でございますし、また、会議の開催につきましては、月に1回から2回程度ということになっておりますので、その業務量からいってもですね、ほかの業務に支障がない範囲でできるという判断があったのではないかなと思います。

○座波一委員 そういう判断でやったということでありまして、それで確認ですけどね、このワーキングチームのメンバー4人を派遣しているわけですね。

ど、当時のこの飲み会に参加したメンバーはいませんか—いわゆる23日の飲み会に。確認です。

○上原国定土木建築部長 いないと思います。土木建築部から参加した職員はおりません。

○座波一委員 言い切ってくださいね。それでですね、このSDGsというのが今回、新たなまた知事の見玉になりつつあるわけですけども、そのSDGsに対する取り組みというのがですね、土木から4人も行っているわけだから、どのような役割があると。このSDGsの狙いというんですかね、それを部長として—あるいは幹部としてどのように捉えているか。

○上原国定土木建築部長 SDGs—持続可能な開発目標ということで国連の総会において定められているわけですが、今現在の作業内容としては、沖縄21世紀ビジョンとの、計画とのかかわりについて点検作業を行っているというふうに聞いております。その21世紀ビジョン基本計画の中でもですね、我が部が担当しています社会資本整備が大きな比重を占めておりますので、その沖縄においてですね、持続可能な開発ということの指標、目標を達成する上でも重要な役割を持っているのではないかなというふうに考えておりますので、しっかりかかわっていく必要もあろうかと思っております。

○座波一委員 持続可能な開発という言葉は、非常に当たり前の聞こえるわけですけどね。なぜ、そこで今、SDGsが県の主要な政策を絡めてきているのかというのが、ちょっといまいまいちよくわからない点があってですね、それを聞いているんですが。実は一般質問の中でも知事が気になる答弁をしているんですよ。1つは、新垣光栄議員の市街化調整区域の問題で質問がありましたよね。知事がですね、SDGsの理念に沿って市街化調整区域の活用を図りたいという言葉を行っているんですよ。これってどういう意味ですか。これまで市街化調整区域の見直しのハードルは高いと言いつつですね、いきなり知事が、SDGsの理念だったら開発可能だというような言葉を言っているんです。これは部長、どう考えますか。

○上原国定土木建築部長 SDGsについてですね、土木建築部として、どういったかかわりで実施していくのかということについて、まだ検討途中といたしますか、研究している最中ですので、今後しっかり研究しながらですね、それ

を反映していきたいというふうに考えております。

○座波一委員 部長、SDGsに4人も派遣しているわけだから、これって十分絡んでくるんじゃないかなと思わざるを得ないわけですよ。答弁書を確認して、その辺の整合性をとらないと大変なことになりますよ。知事の答弁どおりにいくのであれば、どうやってこれを組み立てていくのかなというのが全く読めないですね。知事の暴走じゃないの。

○上原国定土木建築部長 今後、検討してまいりたいと思います。

○座波一委員 もう一件は一後の陳情の問題で指摘が出てくるかとは思うんだけど一山内末子委員の質問で、コンドイリゾートホテルの件でも気になる発言がありましたね。今、裁判闘争に入っている問題ですけど、竹富島のね。それもこのSDGsの理念に沿っていけばとめることができるんじゃないかみたいなことを言っているわけですよ。そうでしたよね、山内委員。そういうような答弁をしているわけ、知事は。これって、部長としてどうするんですか、これ。手続上何の問題もなく進んできているはずの一これを私は推進する立場でも何でもないですよ一だから、そういうようなことをですね、じゃあ部長も把握して、ああいう答弁というのは承服しているんですか。理解しているんですか、知事の答弁は。

○上原国定土木建築部長 そのとき、山内末子委員の質問に対しては私は、関係法令にのっとって処理せざるを得ないというお話をさせていただいたところでもありますので、知事の発言の真意はまた確認した上でですね、やりたいと思います。

○座波一委員 整理すると、だから部長は部長で手続に沿って進めていっているということですよ。しかし、知事はそうではないと。とめることができるという考えをもっているわけだから、それは今、明らかになっている、この違いがね。そういうふうに考えておいていいですかね。それもSDGsが絡んできているわけですよ。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、土木建築部長から知事としっかり調整していききたいとの補

足説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

座波一委員。

○座波一委員 先ほどから申し上げている4人もそういうふうに所属に入っていないながら、そういう重要な政策、市街化調整区域の見直し問題、あるいは許認可問題に対しても、このSDGsを絡ませて、知事の重大な発言があるということを描いておいて、これが土木部の考え方と全く調整されていないということですよね。それを確認させてください。調整していない中での発言なんですか、あれは。

○上原国定土木建築部長 当然ながら、知事の発言、方針があると思いますので、その辺の内容を確認しながら対応したいと思います。

○座波一委員 この会期中なのかいつになるかわかりませんが、しっかり知事と調整の上ですね、また回答をお願いします。

以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 今のやりとりを聞いて、ちょっとびっくりなんです。そのSDGsというのは知事の大きな政策の柱ですね、今後、津梁会議、あるいはワーキングチームを中心にさまざまな政策に反映されていく問題だろうと僕は認識しているんですね。知事はそれにのっとって県政運営を進めていこうと、自分の任期中ですね。そういった状況の中で、土建部が余り把握をしていない、SDGs。それは、例えば知事が各部署のほうにですね—これは土建部だけの問題じゃないですよ—ほかの部署にしっかりと説明をし、あるいは意見交換をして、私の任期中はこの方針で沖縄県政を運営していきますみたいな話があって、一丸となって進めていくというのが普通だと思うんですね。今聞いてみると、どうも企画、総務、知事公室、その部署だけで理解をして、一部の中で、知事とですね、進められているような気がしてなりません。どうですか、そういった意見交換、説明等ありましたか。どういうふうな位置づけだと思っておりますか、SDGsに対して。そのワーキングチームを立ち上げたことに対しての

ですね。

○上原国定土木建築部長 非常に私の答弁がちょっと未熟であったかなというふうには思いますけれども。このSDGsと県の施策との兼ね合い、整理及び分析、また広報周知等に関することですね、それもこのチームの中で今後、作業がされる話でございますので、そのSDGsの考え方に基づいて、どういう形で県の政策等に反映させていくのか、タイアップしていくのかというのは、まだこれから研究していく内容ではないのかなというふうに思いますので、今時点でですね、まだまだ整理なり周知が十分ではない部分があるかとは思いますが、今後しっかり対応していきたいというふうに考えております。

○具志堅透委員 そこでですね、土木建築部という一性質上さまざまな契約がある中で、工事案件等々、職員の倫理観というか、先ほど表の、かがみ的な説明を部長されておりましたが、ちょっと具体的に聞いていきたいと思うんですね。倫理規程の中で定められているというふうな話をしているんですが、土建部としてですね、一般質問等々での答弁も、知り合いや友人だから構わないよというふうな話がありました。それと利害関係者がいないんだというふうな話がありました。その辺のところをちょっと聞きたいんですが。土建部として、友人であるからといって、契約、今出ている工事案件の契約日の前日にですね、飲食をともにするという事はあり得ますか。そこの社長、あるいは職員、担当者友人でありますよということ。

○上原国定土木建築部長 基本的にはですね、土木建築部の場合は建設業関係、コンサルタント関係、非常に明解に一県の契約の相手方として登録されている会社ですとか、非常に明解でございます、そういった建設業関係の方々とは飲食をともにするというのは基本的にやらないようにしているということでございます。

○具志堅透委員 そうだと思っんですね。土建部は特に襟を正して、庁舎内でもしっかりできている、この部分は契約が多いばかりにね、やっているんだろうと思っただけ。部長のほうから、例えば部下職員に対して一先ほど勉強会等々もやっていますよという話だったんだけど、特にそういったことに対するの注意というのはやっってるんですか。

○上原国定土木建築部長 当然ながら、年度初めからですね、こういったコン

プライアンスを徹底するという点については、職員に対して訓示もしていませんし研修等も鋭意やっていますので、しっかりと伝わっているものだと思います。

○具志堅透委員 もう一つ、利害関係者の定義というか、例えば土建部で今回の発注は港湾課であります。他の部署は、土建部の利害関係者になるのか、ならんのかという部分なんです。例えば土建部としては職員が契約の相手—受注者側と飲食をとにもするという事は全くないというふうなことを今、答弁はしてもらったんだけど、仮に担当者以外、直接の港湾課以外の部署の人は可能ですか。

○上原国定土木建築部長 基本的にですね、県民の疑惑や不信を招かないようにということで、そういった建設業関係であればですね、部署が違うからといって容認するという事はないと思います。

○具志堅透委員 まさに部長がおっしゃるとおりだと思うんですね。大きなテーマでいくと、利害関係者になるだろうと。今回の件は明らかになったのが、確実な事務分掌の中で、それを担当するというのが、職員が出ましたんで、これは虚偽答弁だと僕らは思っていますが、そうじゃなくても、今部長が言ったとおりの倫理観を持っているということだと思いますよ。

○上原国定土木建築部長 しっかりコンプライアンスは徹底していきたいと思っています。

○具志堅透委員 それからいくと、今回の一連の話というのは、土建部から見るとあり得ない話であるという解釈でいいですね、これまでの答弁でいくと。知事をかばうとかそういう話じゃないですよ、皆さんもそうやってほしくない。一般論の土建部としての行動、今確認したら全く、部下職員にも指示もしているし、そういった会食はしないと、土建部ではできているわけですから。それから、土建部の通念の常識的な考え方からいうと、今回のものはあり得ない話じゃないですか。どう認識していますか。これおかしくなるよ、あり得ると言ったら、土建部でもやりなさいって話になるよ。

○上原国定土木建築部長 やはり県職員の服務については、沖縄県職員倫理規程に基づくというのがあると思いますので、今回の案件がそれに反しているかどうかというのは言えないのだろうというふうに思います。この今回の案件は、

建設業界という特定の団体、業界とはやっぱり違うんだらうというふうに思いますので、この辺は簡単な比較はできないのかなと思います。

○具志堅透委員 今言っているのはですね、倫理規程に定められてそれに抵触しないだらうと。あの会議のことをどうのこうの、部長に、抵触しますよと聞いているんじゃないかと、行動規範だとか、職員の倫理観、日ごろから倫理規程に反しないかもしれないけど、かなりグレーゾーンがあると。そのグレーゾーンまで、今やりとりの中でも、土建部としては自粛させていますよと、絶対行っていませんよというような話ですから、そのグレーゾーンの部分の中でね、土建部長としてあり得ない話でしょという話なんです。いや、あり得ないという話ですよ。言っていますよ、答弁の中で。土建部としてはそういうことはあり得ないでしょ。

○上原国定土木建築部長 個別の事業者とですね、飲食をともにするということはまずあり得ないんですけども、じゃあどういった場合にコミュニケーションをとっているかということになりますと、委員方も参加されたことあるかと思うんですけども、建設業協会とか、それぞれの関係団体の中で総会の後に懇親会があったりとかですね、そういった完全に飲食がないということではなくて、そういった場合もあるわけですね。ですから、それなりの飲食のつき合いはあるということではありますので。

○具志堅透委員 今回、問題になっているんだらうと思うのは、僕は、利害関係者がいたし、その関係者を囲んで知事と一それも契約の前日ですよということなんです。今、僕が言っているのはそういうこと。そういうことはあり得ないでしょ。当然ながら、建設業協会の新年会だとか、あるいは総会だとか、我々も案内があつて行きます、そこで懇親会もあつたりするんで。それは全然、倫理行動規範にも僕は反するとは思ってないですよ。当然、公の一むしろ交流をしながら彼らの意向を聞くというのは非常に重要であるだらうと。しかしそれをですね、特定の受注する予定の業者、それも翌日が契約ですよという状況の中で、それも密室の居酒屋みたいなところでやるというのはあり得ないんじゃないのと聞いているんですよ、土建部としては。ここは答えられるでしょ。これはあり得るの。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、土木建築部長から今回の知事の会合の内容について土木建築部として答弁するのは難しいとの説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。
具志堅透委員。

○具志堅透委員 あり得る、あり得ないというふうな攻め方をすると、聞き方をすると、なかなか部長としても答えづらいただろうと思うんだけど。ただ、今のそのやりとりを見てもですね、土建部としてはしっかり襟を正しながら、そういうことは絶対ないんだということの確認はとれましたが、これを境にですね、さらにもう一度、内部ではどこまで話できるかわからないんだけど、そういったことは絶対やっちゃだめですよというふうな決意的なもの等やっていたきたいと思うんですが、どうですか。

○上原国定土木建築部長 先ほどから答弁してありますとおり、土木建築部としてはですね、コンプライアンス研修等を継続的に実施をして、職員一人一人の法令遵守の意識の徹底にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 自分もちょっと聞きたいんですけど。今回、議会でかなり議論が出ているんですけど、土木建築部いろんな業者一皆さんさっき部長が答弁してありますが、これはやっぱり反省すべきところはしっかり反省すべきだと私は思うんですよ。開き直るということは、今後、非常にまずいなと思っています。部長も立場があるのは理解できますよ。知事がいて一別に知事を批判しろと言ってるんじゃないですけど、部長は、やっぱり土木建築部の部長としてですよ、いわゆる直接契約する部署課じゃなければ、ああいうところで食事をして、契約前日にやるということはね、私は好ましくないと思いますよ。そこを、私が友党だからだといって、それはしようがないということと言うと県民不在ですよ、はっきり言って。あれ、好ましいと思いますか。自分の感覚で教えてください。僕は好ましくないと思うよ。はっきり言っておきます。これを好ましいという議員がいるんだったら僕は聞いてみたい。好ましいですか。

○上原国定土木建築部長 本会議でも議論があったとおりですね、県民の不信

ということにつながりかねないと思いますので、そういったことがないように、しなければならないということはあると思います。

○赤嶺昇委員 だからね、苦しいわけですよ。要するに、知事も知らなかったということをおっしゃっている。ところが、秘書もついているからどういう人が会うかということは、どこにでも知事が行くわけじゃないわけですよ。だから、県庁のトップがそういうことになるんですよ、これだけ何千名も職員がいる中でですね、開き直る職員が出ると思いますよ。これだけの職員をコントロールしていくときに、規範となることをやっぱりそこはまずかったと。私は本当は契約を見直すべきだと思います、はっきり言って。これから万国津梁を本気でやろうと言うんだったら、知事が本気でやると言うんだったら、僕はもう一回どうしようかということをおね、きれいに整理したほうが私はいいと思っています。不正がある、ないにしても、やっぱりそういう疑惑が持たれるということですね。僕は、こういう万国津梁はいい政策だと思っているんですよ。そうすると、やっぱり問題ないからということで、それが突っ走っていくときに、これずっとつきまとうなと私は思っているんですよ。本会議であれだけ質問されて、あの写真が出て、じゃあもう一回問題ないと、もう一回この業者がとりたいたんだたらとらせばいいじゃないですか。でも、それも、これが全体含めてこれでいいのかどうかということは、私は県民に、示していくということは大事だと思っています。これが、もし土木部で起きていたらですね、皆さんは同じ対応はしてないと思いますよ。要するに、契約する直接の部署じゃなくて、ちょっと違う課の人だったから問題ないということになるかといったら、ならないんですよ。だから、そこは、私は部長にどうこう言ってもしようがないと思うんですけど、やっぱり土木建築部というのは契約が満載なので、部長は、この職員にですね、やっぱり倫理規程に違反しないからっていいかという開き直りじゃないよ。これはやっぱり県民から見てですね、これこうしたほうがいいということをいい機会にしていかないと、ここを変に守るとですね、じゃあ知事がこんなだから、もうこれ倫理規程違反はしていないということを、何かすごいものを残してしまったなというふうになると、仮に将来同じ部署じゃない、契約に携わっていない職員が食事をして、これは問題ないといったときに違う問題が発生することがあるんじゃないかなと思ってですね。だから、そこも含めて、いま一度これはいい機会にしてですね、やったほうがいいんじゃないかなと私は思いますね。ですから、なかなか苦しいお立場だと思うんですけど、でも、言うときはしっかり言うということを書いていかないと県政はだめだと思いますよ。部長は、県知事のために仕事をするんじゃないですよ、

県民のために雇われているんですよ、いかがですか。

○上原国定土木建築部長 しっかりとですね、県民のためにしっかりと業務に取り組んでいきたいと思っております。

○赤嶺昇委員 ぜひ職員の皆さんもですね、やっぱり県民のためにやっているということを前提に置いて仕事をしてもらいたいなということを要望しておきたいと思います。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 1つだけ確認しておきたいのがあって、特に、土木部の職員の皆さんは、いろんな形を変えて、ぜひ土木の誰々に会いたいというようなことは物すごくあるわけよね。少なくとも、部長ともなると私人じゃないわけ、公の立場にあるわけさあね。それで、今回の事件で僕も残念に思っているのは、知事たるものが、友達だから飲んでもいいという感覚だったんだけど、そうであれば、もうこの知事としての自分の職責の重さ、また、それを取り巻く集団、本当に無能だと思っているんですよ。危機管理が全くなされていないと思って。部長はいろんな人に会うとか、会合があるとかにまず注意して、その場に出席する、会うというようなことに関してはどういう意識で臨みますか。要するに、人に会いたい、酒の宴がある、そういう場合に、どこの誰でどういう人たちなのかということをもまず調べませんか、どうぞ。

○上原国定土木建築部長 当然、さまざまな要請等を受けておりますし、会合等がある場合にはどういった方々が参加しているかということについては、やはり注意しながら参加しているところでございます。

○座喜味一幸委員 絶対そうだと思うんですよ。我々政治家でさえも、どこの誰と会うかということは、どういう素性なのか、どういう人なのか、目的は何なのか。この会う目的は何を問題として持ってくるのかというのは、お互いというのは、社会人としてそれは確認しながら人とは会ったり、その場に行ったりするはずなんです。それが知事としての立場で、今回の事件のように一万国津梁会議の話だったか、キャラバンの話だったか、いろいろ絡んでいるんだろうけれども一そういう受注業者で、たまたましかもこの契約の前日だとかとい

うものもあって、金も動いている受注業者であるというような関係も調べずに、そこで友達で行ったということが社会通念上通るかという問題。また、知事として、そういうことも情報として整理せずに行くということが、普通ではもう考えられないんですよ。どう思いますか。一般論でいいですよ。

○上原国定土木建築部長 先ほども申しましたけれども、そういった会合がある場合には、どういった方々が参加されるのかというのは当然確認しているところでございます。

○座喜味一幸委員 そういうことがあるたびに、国会議員の代議員さん含めて、主要な人たちというのはガードされるし、SPもつくわけだし、知事もそういう意味で、時としては県警とかの情報を密にしながら行動しないといけない場合もあるし、それくらい知事っていうのは24時間県民の代表であって、公人なんです。そういう意識がなくて、今回の話になっていて、今回の議会のように、単なる知っている人との酒飲みでありましたというようなことで、事が片づけられたら、本当に沖縄県っていうのは笑いものになる、全国の笑いものになると思ってるんですよ。その辺については、これが通るんだったら、先ほど赤嶺委員からもあったように、職員は、知事も飲んでいるから友達ということで大丈夫かみたいな話になっちゃうし。今回ちゃんとしないと、県の倫理規程なんてもう崩壊だね。それに関してはしっかりと一僕は、改めて知事三役含め明確にね、誤りだったら誤りだったということをはっきり発信しないと、大変な問題を含んでいると思っております。

あと、次に細かい話をしますけれども、今の今回の工事の中で何工区かに分けて工事が発注されてるんですけども、こういうときに共通仮設等に関してはどういうふうな共同の施設だとか、そういう経費等についてのあれはどうなるのかなー差っ引きとか、控除だとかというものは細かくやりますか、単なる率でやるんですか。

○桃原一郎港湾課長 今の共通仮設、要は現場事務所とか、労働者の事務所とか、そういったお話だと思いますけど。以前は隣接という扱いで、こういった何工区もある場合は諸経費の軽減っていうのはあったんですけど、現在は歩掛かりの中では、そういった隣接扱いということはしておりません。各工区の中で、ちゃんと直接工事費から諸経費を計上して必要となる率で算出してやっていると。各業者さんも、その中できちんと現場の必要な経費は支出されているというところでございます。

○座喜味一幸委員 少し飛ぶんだけど一業務の場合にですね、例えば今回みたいに、万国津梁会議の業務とSDGsの業務を形は変えてとったんだけど、同じ事務所が一緒であるというような場合等については、どういう取り扱いになりますか。一般の業務として。一般管理が丸々見るんですか。

○多和田真忠技術・建設業課長 今、委員のおっしゃったように、1つの受託業者が2つ、両方の業務をとった場合の補正とか、そういうふうな取り扱いというのは、土建部の委託の要領の中ではございません。それぞれ1つの業務ごとの契約なり積算なりになっております。

○座喜味一幸委員 この業者を選定していく場合にですね—この工事でもいいんだけど—それにふさわしい実績があるかということ、それを執行する人員体制はしっかりしているかということ、それから、社として、一般通念上の税金等含む納税等がしっかりされているかということ、こういうこと等に関しては、やっぱりしっかりとチェックしていくというように思っているんですけども。今回の場合、ちょっと事務所も何かあるかないかわからん、スタッフもいるかないかわからんというようなこと、これは一般論として事前に募集要項—登録する際にそれ相当のチェックをするはずだと思っているんですけども、土木サイドでは普通そういうことはしっかりされていますよね。

○多和田真忠技術・建設業課長 お答えします。

土建部においては、建設工事、あとは建設工事等に関連する測量等、そういうふうな業務も行っておりますけれども、設計等であればコンサル等の登録、建設業であれば許可等、その際にその基準に基づいてそれを審査した上で、許可あるいは登録を行っているところでございます。さらに、入札等行う際には、入札参加資格委員会等において確認等を行った上でですね、そういう処理を行っているところでございます。

○座喜味一幸委員 最後になりますけれども、職員が今のワーキングチームに入ることについては、選考委員会に5課から課長が出ていて、この選考みたいなことをする5名の組織がありますよね、土木も1人入っているんですよ、把握していますか、万国津梁会議の選考審査。ワーキングチームとは別になっているわけよ、これ。基本的にこれはワーキングチームのかなめと思っているんですけど、それに入っていますよね、課長さんがね。

○新垣清涼委員長 休憩いたします。

(休憩中に、土木企画統括監から事業の企画コンペに係る選考考査の手続について補足説明があった。)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 今、ワーキングチームの中に4名土木の職員が入っているんですけども一総じて企画が中心になって進める仕事なんだけれども、その定数条例、あるいはその担当とすべき業務、組織の所掌する分掌規程、そういうものはどうなっているのでしょうか。

○永山淳土木企画統括監 お答えします。

実はですね、今、委員がおっしゃったのは、要するに県の権限のあれで、どこどこが何をやるというのはきれいにあるんですよ。ところが今やっている一例えばコンペをやる時に集めたりするというのは一それは県の職員、要するにこの事業をしていく上で関連のあるところに対して文書でもって一要するに呼んで、出席して、そこでやって終わりなんですよ。それは、今言った所掌事務との議論はまた別の話でして、事業執行する上で必要なので、依頼して出てきています。ですから、これはSDGsの会議をするために、関係課からいろんな人を集めてワーキングチームをつくって、たたき台とかをつくったりしてやるために設置されているチームなんですよ。それは所掌事務とはまた別の話で、要するに、ある事業を進めていく上で関係のある部署、例えば総務であるとか、企画とか、福祉とか、関係のあるところに対して主催者側が集めて一例えば要項をつくったり公文書で送ったりとかですね一その事業を進める上で必要な人たちを集めて会議をするということは、これはまた今言った所掌事務とはまた別の話になります。

○座喜味一幸委員 そういうやり方をすると責任の所在も全くなくて、先ほどの選考の話にしても、知事、副知事、あるいは企画が中心になるんだけど、企画部長は少なくとも三役との連携一その中でちゃんとしたマニュアルならマニュアルでもよろしいですよ、規則なら規則でもよろしいですよ、そういう規程をつくって一三役も了解とって、それを各部へ、所掌事務としてのおろし方

とか規程もなくしてそれを進めると、本当にこれは全く責任のない、ルールもない、ある特定の意の入ったような業務になりかねない。それに関してどうですか。

○永山淳土木企画統括監 今おっしゃった、要するに最終的には会議をやって、あるいはコンペをやって、その結果を担当が起案して、専決者が了解して、それで最終的に意思決定という形になります。ですから、今おっしゃった責任の所在がないとかではなくて、コンペでやった結果をですね、みんな一覧にして、それでもってこの人に対して発注しますということで基本的には最終的な決裁をもらってやると。

○座喜味一幸委員 企画が窓口だったら企画が責任を持たんといかんわけ、全てね。そして、各部に対して、そういう選考のあり方に対してルールがないと、各部の部長を飛び越えてあんた来なさいということは、組織上あっちゃいかんわけよ。ワーキングチームは所属長の承認のもとに企画調整課まで申請することって募集要項にだってね。これ、組織的にどうなっているの、一体。所属長の許可をとりにさいって言うけど、今回は部長の許可をとっていないという理解でいいんですか。

○上原国定土木建築部長 この応募の際の所属長は、各課の課長になりますので、各課の課長の了解のもとにですね、このワーキングチームに参加しても本業務に支障がないという判断をした上で応募しているというふうに考えております。

○座喜味一幸委員 それでもいいんだけど、このワーキングをつくって動かす場合の、これの上に本当は規程ないし何らかのルールづくりっていうのが分掌上しっかりしないと行政じゃないんだよ。部長なら、部長間で、知事を含めてこういう場合の特殊な業務に関してはこういうことで業務を進めましょうというような規程をつくらんで、企画選考委員長、企画調整課長って、そこまで偉い人じゃないでしょ、組織上は。おかしいでしょ。どうですか。

○上原国定土木建築部長 実務上ですね、企画調整課長が選考委員長を務めて、ワーキングチームのメンバーを決定するという点については、何ら支障はないと思いますし、このワーキングチームのですね、運営については、企画部のほうで責任を持って要綱なり多分恐らく整理されていると思いますので、それ

に基づいて業務を進めていることになっていると思いますので、何ら支障がないというふうに考えております。

○座喜味一幸委員 もう余計なことは言わんけど、このワーキングチームになった、この課長、承認とった土木のどこかの課長でもいいんだけど、SDGsに関して土木として何をすべきだというような認識で4名の職員が派遣されているんですか。一体何なんですか。このSDGsの土木がすべきワーキングチームの目的というのは何ですか。ウエートが大きいのもわかるよな。

○上原国定土木建築部長 今、SDGsのですね、持続可能な開発目標ということでの内容、17のゴールと169のターゲットということで、それと21世紀ビジョンがどうかかわっているのかと、県の施策とのかかわりとか、そういったことの整理分析を行うことにもなっておりますので、そういったところで我が土木建築部としては、公募ではありますけれども4名の職員が選考されているということで、そういった意味では非常に重要な仕事ではないかなというふうに思っております。

○座喜味一幸委員 お題目はいっぱいあって、確かにこの仕事っていうのは、将来の方向性を酌み取って大事な動きだとわかるんだけど、もっと具体的に、各部で一土木だったら土木で何をすべきなのか。そして、このワーキングチームのスタッフは何をしていこうとしているのか。土木として、そのSDGsに関して、どういう方向性というものを持つべきなのかという基本、骨子だとかというのがなくてね、何か組織だけ先行している感がありますので、その件に関しては可及的速やかに、また、知事のSDGsに関する具体的な、ある意味での各部に何を期待しているのかというもののオーソライズを速やかにしないと、もう議会答弁も理念で片づけてしまっている、先ほどの質疑からしてもね。それは行政の体をなしてない、速やかに対応願います。

以上。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第11号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第12号議案工事請負契約についての審査を行います。
ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。
上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、通知をタップして、資料1の7ページをごらんください。

乙第12号議案工事請負契約について御説明いたします。

本議案は、沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）新築工事（建築）の工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。契約金額は20億4600万円で、契約の相手方は、株式会社明成建設、株式会社大成ホーム、三善建設株式会社の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。当該工事は、沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）整備事業における建築工事であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○内間玄施設建築課長 資料2の5により説明いたします。通知をタップして、1ページをごらんください。

上段の図は、沖縄工芸産業振興拠点施設（仮称）の建設位置を示しております。建設地は、沖縄空手会館に隣接しており、敷地面積は9788平方メートルであります。事業の目的としまして、本県工芸産業の振興発展のため、技術や技法の高度化、市場ニーズに対応した製品開発、工芸分野の起業家の育成などを推進する拠点として整備するものであります。下段は建物の完成イメージ図となります。

2ページ目をごらんください。

施設概要としまして、延べ面積が9162平方メートル、鉄筋コンクリートづくり3階建て、主な用途は共同工房、貸し工房、体験工房、展示室や県の機関である工芸振興センターなどで構成されております。下段は配置図となります。

3ページ目をごらんください。

今回の工事は、総合評価方式一般競争入札を実施しております。入札に当たっては、代表者及び代表者以外の構成員2者、計3者で構成する特定建設工事共同企業体を参加要件としており、代表者及び各構成員については、県に建築工事業の特A等級として登録されていることを要件としております。資料は総合評価方式に関する評価調書であります。

下段の評価結果の欄をごらんください。2つの共同企業体の入札参加がありましたが、うち1つは予定価格超過となりました。結果としまして、株式会社明成建設を代表とする特定建設工事共同企業体を落札者とし、仮契約を締結し

ているところであります。

以上で、乙第12号議案工事請負契約についての説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第12号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第12号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、関連する乙第13号議案から乙第15号議案までの工事請負契約について審査を行います。

ただいまの議案3件について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、通知をタップして、資料1の8ページをごらんください。

乙第13号議案から乙第15号議案につきましては、県立那覇A特別支援学校(仮称)の新築工事となっております。関連いたしますので一括して御説明申し上げます。

初めに、乙第13号議案工事請負契約について御説明いたします。

本議案は、県立那覇A特別支援学校(仮称)新築工事(建築1工区)の工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。契約金額は15億3868万円で、契約の相手方は、株式会社太名嘉組、大晋建設株式会社、米元建設工業株式会社の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。当該工事は、建築工事の1工区であり、校舎棟の一部を新築する工事であります。

続きまして、通知をタップして、9ページをごらんください。

乙第14号議案工事請負契約について御説明いたします。

本議案は、県立那覇A特別支援学校(仮称)新築工事(建築2工区)の工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。契約金額は11億5057万4700円で、契約の相手方は、南洋土建株式会社、株式会社小波津組、前田建設

株式会社の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。当該工事は、建築工事の2工区であり校舎棟の一部を新築する工事であります。

続きまして、通知をタップして、10ページをごらんください。

乙第15号議案工事請負契約について御説明いたします。

本議案は、県立那覇A特別支援学校（仮称）新築工事（建築3工区）の工事請負契約について議会の議決を求めるものであります。契約金額は9億3654万円で、契約の相手方は、共和産業株式会社、株式会社沖電工、株式会社野原建設の3社で構成する特定建設工事共同企業体であります。当該工事は建築工事の3工区であり、屋内運動場・プール棟及び附属施設を新築する工事であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○内間玄施設建築課長 資料2の6により御説明します。乙第13号議案から乙第15号議案につきましては、関連いたしますので一括して御説明いたします。

通知をタップして、1ページ目をごらんください。

上段の図は、県立那覇A特別支援学校（仮称）の建設位置を示しております。建設地は、沖縄赤十字病院跡地及び動物検疫所跡地であります。事業の目的としまして、那覇南部地区特別支援学校の過密化解消と那覇市在住の児童生徒の市外特別支援学校への通学負担を軽減するため、新たな特別支援学校を整備するものであります。下段は建物の完成イメージ図となります。施設は、校舎棟、屋内運動場・プール棟及び附属施設で構成されております。

2ページ目をごらんください。

施設概要としまして、敷地面積1万7858平方メートル、校舎棟は延べ面積1万4164平方メートル、鉄筋コンクリートづくり、一部鉄骨づくり4階建てとなっております。屋内運動場・プール棟は、延べ面積が3676平方メートル、鉄筋コンクリートづくり、一部鉄骨づくり3階建てとなっております。また、附属施設として、トイレ、倉庫棟、温室棟、農具置場、土置場を配置しております。下段の図は工事の工区分けを示しております。建築1工区及び建築2工区は校舎棟、建築3工区は屋内運動場、プール棟及び附属施設を施工する工区分けとなっております。

3ページ目をごらんください。

今回の工事は、総合評価方式一般競争入札を実施しております。入札に当たっては、代表者及び代表者以外の構成員2者、計3者で構成する特定建設工事共同企業体を参加要件としており、代表者及び各構成員については、県に建築工事業の特A等級として登録されていることを要件としております。資料は総

合評価方式に関する評価調書であります。下段の評価結果の欄をごらんください。5つの共同企業体の入札参加があり、それぞれの企業体の入札額及び技術評価点を記載しております。結果としまして、建築1工区は、最も評価値の高い株式会社太名嘉組を代表とする特定建設工事共同企業体を落札者とし、仮契約を締結しているところであります。

4ページ目をごらんください。

建築2工区は取り抜け規定を設けており、建築1工区を落札した者は落札できないこととなっております。その結果、次に評価値の高い南洋土建株式会社を代表とする特定建設工事共同企業体を落札者とし、仮契約を締結しているところであります。

5ページ目をごらんください。

建築3工区は、同じく取り抜け規定を設けており、建築1工区または建築2工区を落札した者は落札できないこととなっております。その結果、次に評価値の高い共和産業株式会社を代表とする特定建設工事共同企業体を落札者とし、仮契約を締結しているところであります。

以上で、乙第13号議案から乙第15号議案までの工事請負契約についての説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第13号議案から乙第15号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 少しだけ。関係者の方々、この建設については本当に大きな希望があつて建設に至っているっていうことを大変喜んでおります。特別支援学校ですので、そういった意味での特徴的なものをちょっと今見てみると、1階から屋上までスロープがあつたり、上にヘリサインがあるんですけど、こういうことっていうのは今までなかったかなというふうに思うんですけど、その辺の建築に至る、設計に至る特徴的なことを少し教えてもらえますか。

○内間玄施設建築課長 今回、屋上にヘリサインを設けております。これは災害時において、上空を飛行するヘリコプターから学校がここにあるんだという

ことが認識できるようにということで、避難の助けといいますか、そういうことを促進する目的で設置していることになります。

○山内末子委員 とてもいいと思います。すぐそばに漫湖がありますし、これからいろんな意味で地震や津波や、何があるかわからないということを考えると、本当に画期的な一番上を見てみると避難所という形で、屋上にはそういった意味での避難施設というふうに考えてもいいんですか。

○内間玄施設建築課長 屋上については、一時避難場所として児童生徒が一時的に避難する場所を設けております。これは、1階から屋上までスロープでもつながっています。車椅子利用の児童でも自力で上がれるようにという計画で、屋上に一時避難所を設けている次第です。

○山内末子委員 とてもきつと中もすぐれた設計になっているかなと思うんですけど、この設計に当たっては、その関係者やあるいは福祉のほう、あるいは教育委員会とのその辺の意見、聞き取りとか、そういうものはどうなってますか。

○水田篤史教育庁総務課主幹 こちらの那覇A校につきましては、当初から携わっておりましたので、今回、説明に伺わせていただいております。こちらの那覇A校につきましては、保護者、関係者を含めまして大いに要望がありまして、今回このような形になっております。また、県議会のほうにおかれましても、与野党を問わず保護者の方々と連携をとりながら進めてくださいという御要望をいただいていたところでございます。このため、設計の段階から保護者代表と、また関係学校を回って、PTAの方々への説明をしながらいろんな意見を伺ってきております。そのような内容、お話をですね、全て盛り込むような形で設計を進めてきた次第であります。

○山内末子委員 本当にそういう意味では大変いい進め方だったと思います。着実に進められていることを大変期待していますので、しっかりとした建築をまたよろしく願います。

以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第13号議案から乙第15号議案までの3件に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第16号議案財産の取得についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、通知をタップして、資料1の11ページをごらんください。

乙第16号議案財産の取得について御説明いたします。

本議案は、南大東空港に配備する空港用化学消防車を取得するため議会の議決を求めるものであります。契約予定金額は1億670万円で、契約の相手方は、帝國繊維株式会社であります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○野原良治空港課長 資料2の7により御説明いたします。通知をタップして、1ページをごらんください。

南大東空港には、現在、空港用化学消防車の6000リットル級が1台、5000リットル級が1台配備されております。そのうち6000リットル級1台については耐用年数を迎え、化学消防車本来の機能を果たすことが難しくなることから更新が必要とされるものです。更新にあっては、航空局において定めた空港における消火救難体制の整備基準に適合するよう、代替として1万リットル級空港用化学消防車を購入するものであります。下の参考写真は、平成26年度に新石垣空港に配備した1万リットル級空港用化学消防車であります。

以上で、乙第16号議案財産の取得についての説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第16号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 ちょっとだけ済みません。耐用年数が来てということで、当然、年数が過ぎればかえなきゃいけないんですけど、その中で、入札のほうが一般競争入札になっているんですが、ちなみに、こういったものを扱っている会社っていうのは何社ぐらいありますか。一般競争入札は成立するんですか。特別車なもんだから一特殊車というか。

○野原良治空港課長 現在3社が入札に参加しております。

○具志堅透委員 これまで配備されていた旧車っていうのはもう廃車、どういう処分の仕方をしているんですか。

○野原良治空港課長 相当の年数を経過しているため売却による処分を考えております。

○具志堅透委員 ごめんなさいね、だから今言う、まさに耐用年数が過ぎてどこでも多分使えないわけよね、空港では。それを売却って、買うところあるんですか。それとも国外云々の話、どんなですか、利用価値として。

○野原良治空港課長 過去の事例としては、平成29年度に与那国空港の化学消防車を20万円で売却、処分したという事例がございます。

○具志堅透委員 わかりました。終わります。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第16号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第17号議案訴えの提起についての審査を行います。

ただいまの議案について、土木建築部長の説明を求めます。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 続きまして、通知をタップして、資料1の12ページ

をごらんください。

乙第17号議案訴えの提起について御説明いたします。

本議案は、訴えの提起について議会の議決を求めるものであります。県営住宅の家賃を長期にわたって滞納している入居者で、督促等をしても納入または明け渡しに応じない者に対し、建物の明け渡し及び未納の家賃等の支払いを求めるもので対象者は3件、3人です。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○與那嶺善一住宅課長 資料2の8により御説明いたします。通知をタップして、資料の1ページをごらんください。

訴えの提起の概要についての説明です。(1)に示すとおり、今回の長期滞納者3件、3名の滞納総額は63万8000円です。(2)は、本議案の長期滞納者に係る法的措置の流れです。最終催告後も支払いや分納計画書の提出がない入居者については、契約解除を行った上で、最終的に③の長期滞納者に係る訴えの提起対象者として滞納者3件を選定しております。

次に、資料の2ページをごらんください。

提訴に至るまでの県等の対応についての説明です。(1)から(3)は滞納月別に区分した対応状況となっており、(4)は、これらの対応を行ってもなお支払いの意思が見られない者に対して、やむを得ず行う法的措置の内容を示しております。

続いて、資料の3ページをごらんください。

生活に困窮している入居者への配慮についての説明です。専門相談窓口を設け、社会福祉制度の案内・相談を行うことや、入居者の世帯収入の状況に応じ収入再認定、県営住宅家賃の減額を行っております。

以上で、乙第17号議案訴えの提起についての説明を終わります。

○上原国定土木建築部長 以上でございます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明は終わりました。

これより、乙第17号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第17号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後 1 時17分再開

○新垣清涼委員長 再開いたします。

座喜味一幸委員。

○座喜味一幸委員 先ほど午前中の質疑の中で、万国津梁会議の選考委員が土木部から入ってるんじゃないかという旨の質疑をいたしました。調べたところ入っておりませんので、訂正します。誤解を与えて申しわけありませんでした。

○新垣清涼委員長 次に、土木建築部関係の請願第1号外1件及び陳情平成28年第76号外38件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、土木建築部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明願います。

上原国定土木建築部長。

○上原国定土木建築部長 土木建築部所管にかかわる請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。ただいま青いメッセージで通知しました。資料3、請願・陳情に関する説明資料の目次をごらんください。

土木建築部所管の請願は継続2件、陳情は継続36件、新規3件、請願・陳情合わせて41件となっております。

初めに継続審議となっております請願につきまして、処理概要の変更はございません。

次に、継続審議となっております陳情につきまして処理概要の変更が1件ございますので、御説明いたします。

変更箇所につきましては、下線で示しており変更箇所を読み上げて御説明いたします。通知をタップして、33ページをごらんください。

陳情平成30年第30号県道29号線の交差点改良に関する陳情につきまして、変更部分を御説明いたします。

記の1及び2の、2段落目部分について、本線の速度抑制、乗り入れ口から本線へ進入する際の見通しの確保については、自治会、県警と現地で調整を行い、速度抑制のための滑りどめ舗装及び低木伐採を行ったところであり、に変更しております。

次に、新規に付託されました陳情3件について御説明いたします。

通知をタップして、61ページをごらんください。

陳情第86号、本部町議会議長からの本部半島国道449号、県道84号線早期道路整備促進に関する陳情について御説明いたします。

国道449号（本部北道路）は、瀬底大橋入り口から県道名護本部線との交差点までの約1.6キロメートルについて、平成21年度から事業に着手し、早期の4車線供用に向けて取り組んでいるところであり、また、県道84号線（名護本部線）については、本部町東から渡久地までの約1.5キロメートルについて、平成25年度から事業に着手し、現在、用地買収及び渡久地橋のかけかえに取り組んでいるところであり、今後も地元の本部町の協力を得ながら整備を推進してまいります。

続きまして、通知をタップして62ページをごらんください。

陳情第88号の4美ぎ島美しや市町村会からの美ぎ島美しや（宮古・八重山）圏域の振興発展に関する陳情について御説明いたします。画面をスクロールしていただき、次のページをごらんください。

記の1は、陳情第49号の4記の8と同じ処理概要になります。記の2は陳情平成30年第100号記の1と同じ処理概要になります。記の3、波照間島の漁港から空港を結ぶ県道整備については、地域の観光振興や地域活性化に資することから、その必要性は認識しており、これまでに予備設計を完了しております。今後は路線認定を行い、竹富町と連携して早期事業化に取り組んでいきたいと考えております。記の4の（1）船浦港（上原地区）及び小浜港については、夏場の観光シーズンの利用が多い施設であり、空調設備の更新については、その必要性を認識しております。県は港湾の維持管理に必要な経費を竹富町に交付し、現在、町において応急対応しております。抜本的な施設更新のあり方については、町と調整し必要な予算の確保に努めてまいります。（2）各港湾においては、利用者数に応じたトイレの確保が必要であると考えており、竹富町と連携し、トイレ整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。記の6は陳情第49号の4記の11と同じ処理概要になります。

続きまして、通知をタップして65ページをごらんください。

陳情第98号、沖縄から基地をなくし世界の平和を求める市民連絡会からの、沖縄県内での海砂採取の規制を求める陳情について御説明いたします。

記の1、海砂利採取の総量規制等を行っている各県の条例・要綱及び規制に至る背景等については、資料等の収集作業を行っているところであります。記の2、沖縄県において海砂利は建設用骨材などとして必要不可欠なものであります。砂利採取法における認可の基準においては、他の産業の利益を損ない、公共の福祉に反するときは、採取計画の認可をしてはならないと規定されており、採取した砂利の用途については審査の対象としていないことから、特定の事業への使用を制限することは困難であります。記の3、沖縄県海砂利採取要綱においては、砂利採取法における認可の基準を踏まえ採取区域を規定しており、自然公園区域、自然環境保全地域及び鳥獣保護区に関する法令の許可等を受けたものについて、採取計画の認可を行っているところであります。

土木建築部所管に係る請願・陳情案件につきまして、説明は以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○新垣清涼委員長 土木建築部長の説明を終わりました。

これより、各請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願及び陳情番号を申し述べてから、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能によりみずから通知し、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

座波一委員。

○座波一委員 52ページの、県道17号の湧稲国地区における狭隘箇所の早期改善を求める陳情。これはもう長年取り組んでるわけですけど、説明をもう一回お願いします。

○島袋一英道路管理課長 よろしく申し上げます。

県道17号につきましては、現在2カ所におきまして用地取得の難航により工事が少しストップしてるところがございます。現況のほうですね、説明したいと思います。

まず、北側のほうになるのですが、こちらにつきまして歩道部分が買われてない部分がございます。こちらにつきましては、令和元年7月25日に南城市のほうと調整をしております、南城市からの情報によりますと、現在、名

義人が亡くなったということで相続者一息子さんがおるんですけども一息子さんによりますと、歩道整備について前向きに協力しいてくというような情報があったということですので、こちらにつきましては、道路用地交渉に向けて進めていきたいと思っております。

続きまして南側のほうなんですけども、こちらのほうの用地は買われているんですけども、工事用地として借用する場所について協力が得られてない状況で、こちらにつきましても同じように南城市さんのほうと調整いたしまして、協力をお願いしているところです。こちらについてはですね、地権者の窓口のほうで長男の妻のほうになっておりまして、今現在、南城市のほうから妻のほうにちょっとお願いをしているところなんですけども、それについては妻のほうから南城市のほうへ連絡をもらうという予定であるんですが、現在のところちょっとまだ、それから連絡がないという状況でございます。

以上です。

○座波一委員 今、北とか南とか言ってるけど、これ1カ所じゃないんですか。

○島袋一英道路管理課長 2カ所になります。北側のほうが車道ができてございますけども、歩道がちょっとできていない。こちらについては、先にちょっと里道をですね。里道の境界について疑義があったということ、これはお父さんのほうですね。それからお父さんが亡くなって息子さんが引き継いでいるんですけども、息子さんにつきまして土木事務所のほうへ、事業についても協力するような旨の連絡があったということでございます。

○座波一委員 でも同意がまだ得られてないということですね。これはもう、非常に大型バスの往来が多くなっていて、本当にもう危険ですのでね。これはもう、事故があっただけからでは本当に遅いという部分も、みんなが心配してる場所ですから、ぜひとも早目をお願いします。

次に、仲間交差点の改良の件なんですけども、これまでのいろいろな答弁ではなかなか前に進むような話ではないんです。しかしながら付近住民、あるいは市内の交通の状況からいって、非常にこの交差点のこの混雑ぐあいが、朝夕非常に激しくなっているということなんですけどもね。これは、県道と県道の交差点であり、そこら辺はですね、この交差点の改良という点で、何とかもう少し積極的にですね、この地域の実情に合わせて一わかりますよ、いろいろと渋滞度合いがまだまだ優先順位がつかないということはわかりますけども—そこはそれだけの判断なんですかね。

○島袋善明道路街路課長 お答えいたします。

委員御指摘のとおりですね、沖縄地方渋滞対策推進協議会という場で、県内の一般道路の渋滞箇所というのがもともと指定されておりました、今現在181カ所の指定をされております。その優先的に181カ所の渋滞交差点から整備を進めていくというところなんです。ただ、委員御指摘のとおり、ことしの7月に渋対協が開かれたときにですね、新たな地域から、市町村からの声がある場合には、ぜひ追加も検討していただきたい旨をこちらから発言させていただいております。

以上です。

○座波一委員 だからこれはもう、ずっとこの要請・陳情を続けていくしかないと思いますけど、そこから一歩進むことはできないんですかね。もっと検討のテーブルに上げるということは、今のその状況からは難しいということですよ。

○島袋善明道路街路課長 現状申し上げますと、先ほど申し上げたとおり、定量的なデータに基づいて渋滞交差点というところを選定しておりますので、現状はやはり、この渋滞の181カ所から優先的に整備を進めていくというところでございます。

○座波一委員 もう本当、これどうにもならんということですか、対応できないと、今の状況では。

○島袋善明道路街路課長 今後ですね、解除といいますか、渋滞箇所が緩和されていて箇所も減っていったときにですね、新たにその渋滞工事箇所として追加、検討できる余地はあると思います。

○座波一委員 でも、前にこれ一度検討してるはずですけどね。県がやって、用地の調整をしたという話があるんですけど、それは一度も調査もしてないのかな。

○島袋善明道路街路課長 県のほうにおいて調査はしておりません。

○座波一委員 していない。はい、わかりました。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

○山内末子委員 陳情第23号、勝連半島南部地域の道路の件ですけど、ずっと防衛局と今調整を続けているというふうになってますけど、今現状どうでしょうか。

○島袋善明道路街路課長 平成30年4月に共同使用の申請を行っておりまして、共同使用については、現在、沖縄防衛局や米軍と継続して調整を進めていくというところがございます。事業に関しましては、今年度は、環境影響評価条例に基づく方法書の手続を進めるとともにですね、令和2年度は準備書、3年度は評価書と、環境系の手続を進めていく予定であります。

○山内末子委員 これは今、部と防衛局とうるま市も入ってますか。3者での調整になってますか、防衛局だけとの調整ですか。

○島袋善明道路街路課長 防衛局と米軍ですね。当然地域を代表してうるま市さんも御協力いただいております。

○山内末子委員 令和何年に着工になるようなめどはちょっとついてますか。もう一度済みません、お願いします。

○島袋善明道路街路課長 環境アセス系の手続を進めながら、令和4年度ごろをめどに事業化できればと思っております。

○山内末子委員 地域から本当にもう長年の夢でもありますので、できるだけ速やかに、調整—大変米軍絡みのことではありますので難しいとは思いますが、着実にお願いしたいと思っております。

続けて、陳情21号竹富島のリゾート開発についてですけど、私、一般質問でも少しやりましたけれど、きのう、この問題で業者さんのほうから地元公民館が訴えられるっていうようなことがありますけど、その件について、今どうなっているのか、ちょっと知ってる範囲でお願いいたします。

○野原和男建築指導課長 私ども建築指導課で事業者のほうに問い合わせをし

たところ、そのような話—裁判に訴えるという話を聞いておりました、それでけさでしたか新聞紙を見て、正直、新聞に出るとは聞いてなかったもんですから。裁判に訴えたということは確認しております。

以上です。

○山内末子委員 前回の委員会でも私、部長にお聞きいたしましたけど、開発許可を出さざるを得ない状況っていうのはもちろん、私ども認識はしております。開発する、その許可を出すときに、いろんな状況がそろってれば、これを無視して許可を出さないということはできないということは法的にはわかっているんですけど。ただ、今ここに書いてあるとおり、やっぱり竹富島での、これまでの長年のね、いろんな憲章であったり、竹富憲章であったり、それぞれの地域の皆さんたちの訴えというものが、まず県としてもそれを最初に共有していれば、そこの中でのスタートの時点で、少しそごがあったのかなというふうに思うんですけど。きのうSDGsの中でね、そういうものがもっと先にあって、総合的な観点から、やっぱり理念があって、竹富島の皆さんたちが自分たちの理念を持ちながらいろんな生活をやってきたながら、そしてその開発とかそういうものを協力もしていってはいらるんですよね、ほかのリゾートの分では。そういうようなこともあるので、その辺の部分で、今はもう許可をおろしている時点で、それを破棄するってことはできないと思うんですけど、一般質問の中で言ったのは、これから先もね、こういう問題も起きてくるんじゃないのかと。それで、それをどういうふうに思いますかって言ったら、知事は、そういうことについてはやっぱりこういうものを、そういうこれから先のことを考えて、こういうことについてはあってはならないみたいな云々の答弁があったと思っています。そのことについて部長、ちょっとそのときの見解も踏まえて、部長からは、もちろん許可は法令にのっとってやるっていうことを言っていましたけど、あれはもう竹富島だけではなくて、この許可全体のことを話しているとは思うんですけど、その辺のことをもう少し具体的にお話し願います。

○野原和男建築指導課長 都市計画法による開発許可をですね、当時平成29年1月に私の、建築指導課でしておりました、その当時の記録も確認したところ、開発許可申請の書類審査の際に、許可の前後においては開発事業者とか竹富町とかに対して、住民合意は非常に重要なのでその対話に努めるように指導を促しているということは確認しております。当時の話ですけれども。今後も、委員おっしゃるとおり、都市計画法による開発許可33条に技術基準が定められておりますが、前提に住民合意も含めてですね、事業者に対しては行政指導の範

囲で合意形成を進めるようにという対話を促すことはしてまいりたいというふうに考えております。行政指導の範囲ですね。

以上です。

○山内末子委員 私、夏に行ってきましたけれど、やはり観光客の皆さんの話を聞くと、1年間一生懸命仕事をして、毎年この夏になると、この場所の静かな雰囲気と夜の本当に真っ暗なところと、この海の本当にきれいなところ、そのために自分は働いてるんだと、そういう人たちが多いですよね。これ観光の部分にもなるんですけど、そういった感覚の中でやっぱり、リゾート開発と観光と地域の皆さんたちが本当に守ってきたこの伝統、芸能、文化、そして自然が壊れるっていうこの危機感っていうものが大変今あって、そういうことがあるので、開発をするときに、あるいは建設許可を出すときには、本当にそういう地域の皆さんの合意形成っていうものも、やはり共通の認識を、やっぱり観光の部分と土木の部分でその一体感っていうのがないと、今回のような訴訟問題に発展していくっていうことがありますので、これはもう本当にここだけの問題じゃなくなると思うんですよ、今後。これから先も、特に離島であったり、それからヤンバルの遠くに行けば行くほど若い人たちが、ここでは生活できないからといって、土地が売られていく、土地が売られていくとその中で大きな開発につながっていく。しかし地元ではやっぱりそれは望んでないっていうようなね。そういう観光についても、地域の土地の開発についても、まちづくりについても、すごいそごが出てくるっていう意味では、開発許可を出す、あるいは建設許可を出すときのこの基準とか、出さざるを得ない法的な問題の中での単なる数字的な問題ですとか、その辺のところの沖縄ではある意味これ条例であったり、あるいはもうそれでこそ一だからこそこのSDGsの中でね、しっかりとこれも議論をしていきながら、理念というものをどれだけ大切にしてくるか、この辺もこれからまたそのSDGsの中でやっていって、もっともっとう、地域も望む開発、自然もちゃんと残せる開発、沖縄らしい開発をしていくためにはどうすればいいかっていうのはとっても課題だと思うんですけど、部長はどうでしょうか。

○上原国定土木建築部長 委員御指摘のようにですね、コンドイビーチリゾートの件は訴訟問題に発展してるというところでございますが、この開発許可を所管する土木建築部としては許可せざるを得なかった状況にあったわけですが、今後こういったですね、リゾート開発について同様な事態に発展するっていうのは余り望ましいことではもちろんないわけでございますし、昨今、

オーバーツーリズムという話もございますので、そういった総合的な、視点での調整っていうのは、確かに必要だろうというふうに思いますので、この辺また文化観光スポーツ部ともですね、連携しながら意見交換しながら、しっかり対応していきたいと思います

○山内末子委員 もう、今回の場合には、それとても大きな問題にはなってませんが、別にその土木が開発許可を出したことがどうこうっていうことではないんですよ、もう今さら。ですけどやっぱり今おっしゃるとおり、やっぱりここにはお互いの共通の認識をね、土木だけではなくて、観光も、いろんな皆さんたちのこの横の連携、これからはそういう意味での開発をちゃんとしっかりやっていかなければいけないなど。沖縄らしさがなくなるようなことになってはいけないっていうふうに思いますので、ぜひその辺を連携した形で、研究を重ねながら頑張っていたきたいなというふうに思います。よろしく願います。

以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

具志堅透委員。

○具志堅透委員 まずですね。8ページ、クルーズ船のなんですが、これ今回の一般質問の中で、公明会派の金城議員も質問しておりましたが、本部町関係者、皆さんが処理概要で書いてある一支障が出ないように十分調整していきたいというふうな処理概要になってるんですが、その辺の調整はどの程度一説明されてないような感じもしてですね—その辺の調整を行ってるのか、どうですか。

○與那覇聰土木建築部参事 お答えします。

物流関係との調整につきましては、今現在工事を進めている中でも、やっぱり工事中の定期船への影響とかっていうのは、避ける必要がありまして、我々鹿児島等、行きますと、直接その工事の進め方とか、影響ないような形で進めるということも確認をしております。将来的にクルーズが寄港したときの影響という部分については、今既存のマイナス9メートルの岸壁部分は、マイナス10.5メートルまで浚渫をして、さらに南側に200メートル岸壁を延長してそこでクルーズを受け入れるということで、その部分はもう、150日間クルーズ船が優先的に使うという状況になって、クルーズが入ってないときは物流としても利用が可能な状況がございます。あと、現在の鹿児島航路の定期船とか、

また本部町が、今、京阪航路の実証実験をしていて、今後定期船化を図っていくということもございますので、ここの定期船についてはマイナス7.5メートルの岸壁の部分で受け入れていくというようなことを今考えておりまして、砂利とか石炭のバルク貨物については、今後、利用者と十分協議をしながら、ここについては、やっぱり将来的には他の地区への移転ということも考えながら、本部港の機能再編、有効的な活用を進めていきながら、しっかりとクルーズ船と貨物船の定期船とのすみ分けはやっていきたいと考えております。

○具志堅透委員 今の説明は前からやって僕理解はしているつもりなんだけど、その中においてもマイナス7.5メートルのバースのところでも十分可能かっていうと、やはり業者を初め船会社、ちょっと心配しているんですね。向こうとしても本部町としても、そこの200メートルをアップさせたい。要するに港を活性させたいという目的で行くわけですから、そこにバースが足りない、でクルーズ船で150日占有されるというふうな状況で、非常にまだまだちょっと心配してるようなところがあるので、その辺のところをしっかりと調整、説明し、将来的に貨物が荷揚げがふえれば、その必要性を検討しながら、さらなるバース延長も考えますよというような、検討したいというふうな結びになっているんで、その辺のところをしっかりと一地元業者あるいは本部町交えてですね、船会社、再度する必要はないですか。これはまあ一般質問でも指摘があったことであるんで、皆さんやっていきたいという話をしてたんだけど、どうですか。

○與那覇聰土木建築部参事 今現在、本部港の先ほど機能再編というところで、人流と物流の整理というところもありまして、委託業務を発注しまして、これからまた、関係者へのヒアリングとか、あと地元自治体とのヒアリング等を進めながら、今整備している立体駐車場ができますと、今の車両とかは立体駐車場に移転させて、あと荷さばき地の整理とか、将来、京阪航路とか鹿児島航路の、特に京阪航路、RORO船が入ってくる時の、トレーラーの切り回しとかっていう部分でも、今のバスの駐車場をどう移転させるかとか、その辺も含めて本部港全体の機能再編を今後地元の意見も聞きながら、検討していきたいと考えております。

○具志堅透委員 しっかりと対応していただきたいなと思います。

それとですね、クルーズ船、ゲンティンとの話なんですけど、その協定的なものを結ばないと前に進まないというふうな話があって、それを鋭意今進めてるところであると思ってるんですけど、その辺の進捗状況はどんなですか。

○與那覇聰土木建築部参事 ゲンティンとの今の協議の現状から申し上げますと、正直言ってまだ覚書の締結には至ってないという状況がございます。覚書につきましては、クルーズ船社のほうからは、やっぱりC I Qの対応が確実になることが締結する前提ということになっておりましたので、県はこれまで国などの関係機関とC I Q対応についての調整を重ねながら、また、関係大臣への要請活動なども行ってきております。クルーズ船社との協議ですが、覚書締結するに向けた状況の共有ということで、去る5月と9月には香港のクルーズ船社のほうまで出向いて直接打ち合わせもやってきております。その際は、今の岸壁整備の予算の件もありましたので、まず、今後のスケジュールの見直しということで、令和3年度の供用開始にまずスケジュールを修正しまして、そのときにC I Qの対応とか、今後の覚書をどう進めていくかっていう話し合いを持ちまして、去る9月の調整の中においては、担当の副社長等の理解は得られまして、現在、そのときには覚書締結に向けて先方のほうは最大限努力するというコメントがありましたので、今現在、クルーズ船社内においてその上層部に確認しているという段階まで来ておりますので、確認がとれ次第、覚書の締結を進めていくということは今、お互い確認をしているところです。

○具志堅透委員 どうも前回の議会で聞いたときにも近々という一今回もまた同じような答弁なんだけど、なかなか聞く話によると、まだ厳しいんじゃないかなという感じも僕は持ってるんですが、どうですか。年内には締結できるような感じになるんですか、その覚書。そこが出てこないと、工事もC I Qも含めて、多分進んでいかないだろうと思うんですね。そこ、どうですか。

○與那覇聰土木建築部参事 前回の議会のほうでも、9月の覚書締結を目指すということで我々答弁しまして、9月の覚書を目指すというのは、やっぱり次年度の国の予算編成の作業をにらみながら、そういう目標を設定して、相手側との交渉の中においてもその目標に向けて、双方協議、調整を進めていきたいと思いますという確認をする上での一つの、ちゃんと明確に目標を定めて、そこに向けて取り組むという、確認するためにも9月ということを前回は申し上げたんですけど、そういう目標設定を立てて相手との協議に臨んできております。現在のところ、正直言いますとまだ覚書締結には至ってないんですが、できるだけ早期に我々としても覚書を締結して、次年度の国の予算編成作業に間に合わせていきたいと考えております。

○具志堅透委員 その件もしっかり努力をしていただきたいなと思います。

次にですね、20ページ仲田港ターシ浜—平成29年度の陳情になってるんですが一原因調査というふうな処理概要になってる。その調査がもう終わっていると思うんですが、それでどういう結論が出てるのか、今現在。

○新垣義秀海岸防災課長 よろしく申し上げます。

ターシ浜につきましては現場調査等終わりました、今回の議会での補正予算を要求しまして、補正予算の議決をいただきましたら、近々その工事に着手したいと考えております。

○具志堅透委員 そうであれば、この処理概要もう変えていいんじゃない、部長。あと補正をもらって、僕も質疑しなくてもいいのに。ありがとうございます。ありがとうございますというかしっかり、地元の要請に応じていただきたいと思います。

次にですね、59ページの河口閉塞一例のですね、企画との調整をいろいろやることになるのかわからんけど、その中で、技術的な面を土建部としても大宜味村と調整しながら指導していきたいというふうな話であったんだろうと思うんだけど、2ページ見ると処理概要どうなってるのかな、意見交換、技術的な支援事業。どうです、その後進展ありますか。向こうからの相談だとかそういったものがあったりしますか。

○外間修河川課長 よろしく申し上げます。

今現在、事業のメニューとかについて、各所管とヒアリング等を行いまして、確認しているところです。具体的には、国土交通省所管の事業ですと、普通河川を重要河川に引き上げて実施する方法とか、あと土地改良事業等で実施する方法、あと今やってるソフト交付金を活用して実施する方法など、いろいろあります。それぞれに実施目的とか実施要件等があることから、当該地域に合致する手法について大宜味村と調整を行っているところです。情報共有等ですね、大宜味村とやってる中で、農林水産省のほうから一応該当するようなメニューもあるということで、相談をしてほしいという返答をいただいております。河川課としても、事業採択に向けて調整をしていきたいと考えております。

○具志堅透委員 わかりました。しっかりね、取り組んでいただきたいなというふうに思います。せんだってのちょっとした雨で見てみたんですけど、やっぱり閉塞状況が起こるんですね。雨量が少ないからかもしれないけどちょっと

たまったりしているんで、急ぎの取り組みが必要だと思いますので、よろしくをお願いします。

次に61ページの国道449号と県道84号線の早期整備促進に対してですね。部長、処理概要を見ると、取り組んでるところで整備を推進しておりますという話なんですけど、本部町議会から要請があるのは、とにかく急いでくれと。もう何年もとまった状態、特に84号線においては、渡久地十字路も通る一そこは本部町の比較的中心の場所ですね、商業施設として一そこが立ち退きが虫食いになったりしていて、夜になると、立ち退きが虫食いで出た関係で真っ暗な状態で、銀行さんなんかも移って建物が残ったり壊されてたりっていう。あの状況の中で、あるいは何年も放置されるとですね、本部町の経済活動が本当に停滞、とまってしまうんですね。もう向こうから全部移転して、別のところ行こうかみたいな話もあるし、だからそこは本当に急ぎで、やらないといけないんだらうと思います。それに対して、どう考えますか。

○島袋善明道路街路課長 委員御指摘のとおりですね、大型店、銀行を初め、コンビニとか大型店舗も撤退した中で、おっしゃるとおり虫食いで、夜歩くとちょっと暗くなってるというお話も前回要請の際ありましたので、まず現況としては渡久地橋のかけかえを今やっております、あわせて用地買収を行っているところで、まずはおっしゃるとおりスピードアップするようにですね、予算確保もしっかり行っていきながら、鋭意頑張っていきたいと思います。

○具志堅透委員 渡久地橋も仮橋を組んでそのまま放置のようにしか見えない。取り組んでるっていうけど、そういう状況。あれはたしか約8年前に一般質問して、やりましょうという形で云々になって、そのときに私が訴えたのは、通学路の確保。子供たちが学校通学するときに、本当に御承知のとおり50センチぐらいしかない歩道があったりですね、そういう状況を非常に危険ですよと。もう一つは、水納島への観光客が一皆さんがプロムナードを整備したおかげでですね、渡久地の十字路のほうまで流れてきたんですよ、観光客がですね。そこをもっと先までいけるんじゃないかとかですね、そういったことも考えながら歩道整備をやるというふうな話だったんだらう。それが、そこまでかかるとですね、経済活動には影響はするわ、子供たちの歩道、通学路の安全の確保云々もですね、もう7年、8年工事着手してからはまだ、25年ですから五、六年放置されると本当にひどいですよ、ここはですね。橋をやってるっていうけど、仮橋をつくってそのまま放置された感じなんですよ。どうですか。

○島袋善明道路街路課長 おっしゃるとおりですね、本部町の活性化を初め児童生徒の交通安全というところで、なお一層スピードアップするよう頑張っていきたいと思います。橋についてはですね、今年度旧渡久地の橋脚の撤去ということで、その撤去するための仮栈橋の工事を発注して、昨今契約をしたところでもありますので、あわせて渡久地橋のかけかえについても、計画どおりいくように努めてまいりたいと思います。

○具志堅透委員 同じく国道449号もそうであるので、これ、両方ともなんです。何年完成を予定してるんですか。これありますか、年度ごとの計画みたいなものが。

○島袋善明道路街路課長 年度スケジュールでいいますと、今の令和元年度でいきますから、2020年代の前半では頑張っただ供用できるようにというところ。やっぱり用地の買収とかその辺相手があるところもございいますので、なるべく早期に供用できるように取り組んでいきたいと思います。

○具志堅透委員 今のは国道449号の話ですか。

○島袋善明道路街路課長 国道449号につきましては、令和元年代前半っていうんですかね、ちょっと、かみそうですけど。元年代前半、四、五年ぐらいということですよ。

○具志堅透委員 国道449号に関してはたしか過去には、年度ごとで何年度完成というところまでペーパーで私もらった記憶があるんだけど、今となっては令和元年度台前半、こんな事業計画ってありますか。ちょっと何年度完成、何年度何をやってどうだ、用地買収云々も僕も承知してます。1件だけかなり厳しそうなものがあるっていうのはわかってるんだけど、それにしてもね。それは理由にならないし、過去の皆さんが立てた計画はどこいったんだろうと。今言うのは、はっきり言えない、四、五年を目指しますなんていうのはね、これ答弁ちょっともう一度お願いします。

○島袋善明道路街路課長 国道449号についてはですね、事業費ベースでいいますと、平成30年度末で73%、用地でいいますと支出ベースで59.6%の進捗となっております。今後の予定としましては今年度、本部大橋の橋面工を実施しまして、次年度には新しい本部大橋への交通の切りかえ、そのあとに、現在あ

る本部大橋の改良をいたしまして、あわせて道路改良区間一般区間についても取り組んでいくと。来年度以降ですね、大きい物件の補償といいますか、栽培漁業センターについても協議が調いましたので、来年度から移転工事着手すると聞いておりますので、一日も早い早期供用に向けて頑張っていきたいと思えます。

○具志堅透委員 県道84号線についてはどうですか。

○島袋善明道路街路課長 県道84号線（名護本部線）につきましても、事業費ベースで現在、平成30年度末で65%、用地の面積ベースで28%というところで、若干用地の取得状況がいまいちというところではありますが、国道449号と同様ですね、本部町の発展のためにも、一日も早い早期供用を目指して頑張っていきたいと思えます。

○具志堅透委員 進捗65%、28%いいんですが、何年度完成っていうおおよその目標というか、めどはないんですか。

○島袋善明道路街路課長 ちょっと繰り返しのよう数字になりますけども、2020年代前半というところを目指して頑張っております。

○具志堅透委員 そういうふうな目標を立てた後二、三年。それでももうちょっとどうなのかなというふうな思いがあります。そこの議論をしていくとですね、最後にやはりぶつかっていくのが一括交付金の減額、ハード公共投資交付金の云々というふうな話が出てまいります。そこの増額云々を一生懸命しっかりと部長も要請のときに、知事と一体となって頑張りますっていう話なんです、そこはそこでしっかり頑張っていただいでですね、ただ、大幅に上がるアップということも想像しがたい、今の現状で、そういった地域の市町村道、県管理のですね、国道も含めて県が今抱えている事業の進捗をどうやっていくのかっていうのは、これ部長、相当な難題、課題ですよ。前回、3月にもちょっと議論して、部長、配分の話をしたときにとり勝負だみたいな、あるいは少し投入すればすぐに完成するようところに厚く配分していきますみたいなものがあつただけ。じゃあこのような本部町の県道84号線なんかずっとおくれですぐ完成しなければ、あと10年でも待たされるような、開通しないような状況になるんだろうと。沖縄中で多分そういうのが幾つか出てきてるんだろうと思うんですが。そこへの対処っていうか善処っていうか、これまでは、モノ

レールがあるからということで説明をしてきました。モノレールが終わると今度は100億減って—これ2月に議論したことではあるんだけど—今現状そういう状況が起こっている。そこはどう考えますか、どう対処していきますか。限られた予算の中で、どうしようもないことなのかどうなのか。

○上原国定土木建築部長 確かに委員おっしゃるようになりますね、限られた予算の中でやはり地域が望む事業にどう配分しながら、いかに完成に持っていくかということ。非常に難しい課題ではありますけれども、やはり繰り返しになりますけれども、完成間近の箇所に必要な額をつけながらですね、用地交渉とか、相手のある話の箇所ではしっかり交渉を進めてはおりますけれども、なかなか進展しない事業もございますので、そういっためり張りといいますか、必要なところにはしっかり予算を配分しながらですね、進めていかざるを得ないのかなというふうに考えてます。またハード交付金につきましては、一括で内示を受けて、県の内部で予算の配分をする制度になってますので、他部局の予算に比べて市町村からの要望が非常に大きいということもそういうふうに財政当局にもしっかり伝えておりますし、市町村のヒアリングもしながらですね、どうしてもそれは地域の願いをかなえなければならないということで説得してるところでもございますので、他部の事業も必要な事業って当然あるとは思いますが、非常に強い声があるということを含めてですね、しっかり予算を確保しながらやっていきたいと思えます。モノレールにつきましては、無事開通しまして今年度予算はかなり、ほぼなくなってまして、ですから昨年度に比べるとモノレールが持ってた分の事業ですね、わずかではありますけれども、それぞれの地域で、若干道路事業とか、手厚くしてる部分もございますので、これまで以上にまたさらに積むということはなかなか難しいところもございますけれども、必要なところにしっかり予算が計上できるように、これからまたしっかり議論していきたいというふうに考えております。

○具志堅透委員 その配分の仕方ですが、例えば工事の進捗の中でですね、これだけ1000万円必要ですよ、3000万円必要ですって言ったときに、皆さんの配分が査定されて1000万円しかこない。例えばその工事を完結させるのに、橋梁を乗せる桁があって、その予算にもならないという状況は生まれてないんですか、聞いたことがあるんだけど。それで、この予算は返そうみたいな話にもなってるような話も聞いたけど、どんなですか。使い切れないから。

○上原国定土木建築部長 限られた予算の中でですね、効率的に事業するため

に、予算の配分がありますけれども、やはりどうしても入札とか残の部分が出てきたりしますので、それをまた集めてですね、新たに流用した上で別の箇所に張りつけるとかいうことはございますけれども、当初予算の配分の中で、執行できないようなものを配分するということはありませんので、めり張りをつけて、必要な予算をつければそれに伴って出た入札残分を寄せ集めて、また別の箇所につけた上で事業の推進を図るというような形で、当然ながら工夫しながらですね、事業を実施してるといふところだと思います。

○具志堅透委員 長くなりました。終わりますが、ぜひ、その地域の要望、必要性の一皆さん重要度ははかるはずだけど、対応方よろしくをお願いします。
以上です。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 7ページ、陳情21号で竹富町のコンドイビーチリゾート事業計画なんですけど、竹富町憲章の精神とか、歴史的景観形成地区保存条例とか、ないがしろにしたっていうことで、一応は竹富町公民館全会一致で反対をしたり、また、給水根拠も不明確であるということを知りながら、皆さんは都市計画法に則してるといふことで許可をした前提にしておりますが、こういった都市計画に、法が前提というのか、今言った地域の地元の意見とか、それからそういう生活に関する給水とかも含めて矛盾、問題点ありながらも、一顧だにしないということが、この都市計画法で皆さんの判断することなんです。これらの関係はどんなんですか。

○野原和男建築指導課長 都市計画法33条に技術基準という条項がありまして、そこには道路公園緑地広場等の基準でありますとか、あるいは土地の造成、切り土、盛り土などの安全性のチェックなど、そういう項目がありまして、それを審査して、法律の29条において、この基準に適合する場合は許可をしなければならないという規程になっておりますので、33条技術基準をチェックして適合しているので、許可をしたというところでありまして。そして、竹富町景観条例ですとか、竹富町歴史的景観形成地区保存条例とか、竹富島憲章というのがありますけれども、私どもの所管している都市計画法の中では、そういう条例などが審査事項に入っておりませんので、私どもではそこに、審査する権限がないところでございます。

以上です。

○**崎山嗣幸委員** 都市計画法の中の審査対象になってないということなんですが、今言ってるこの地域の生活っていうか、それからこの人々の全会一致の意見とか、生活っていうことに対しては、開発等ですね、今言ってるこの都市計画法で審査対象じゃなければ、どこの部門で皆さんは調整してっていうか、判断をするんですか。一方的にこれはもう、都市計画法で、そういった民意も生活も寄与してるということが、日本の法体系なんですから。

○**野原和男建築指導課長** 例えば交通往来の道路幅員でありますとか、給水に関しては技術的細目に特に規定はありませんけれども、水道事業者の協定をもってよしとするという旨の、何ていいますか、指導がありますので、そういう給水とか道路とかについては条文があるので対応しますけれども、その住民の合意とかその住民の反対意見ですとか、私どもが所管してる都市計画法にその規定がないものですから、我々行政は規定がないもの、根拠規定がないものに対しては、対応のしようがないものですから。そこはまた地元の公共団体ですとかが条例など制定してやっていくべきものかなというふうな認識をしております。

以上です。

○**崎山嗣幸委員** これは今言ってる条例で対応するっていうのはどこの条例のことですか。その地元、県っていう意味ですか。

○**野原和男建築指導課長** 竹富町の条例に景観条例ですとか、歴史的景観形成地区一伝建保存地区と言いますけれども、そういう条例は竹富町の条例になっております。

○**崎山嗣幸委員** この条例は、都市計画法を超えるものではないんでしょ。それを制限できるということではないんでしょ。条例では。

○**野原和男建築指導課長** 私どもでは所管してはいないんですけども、法律を超えるものではないというふうには思います。

○**崎山嗣幸委員** だったらば、その皆さんが指摘する条例で、そういったことを守るべきと言ったって無理な話じゃないのと思ったんですが。

○野原和男建築指導課長 その条例の中に開発行為で土地の改変ですとか、開発行為とか、あるいはその建設に対する、例えば高さ制限ですとかそういうものがあればできるのではないかなという認識であります。

○崎山嗣幸委員 これね、この開発と自然を守るっていうことの関係についてはきのうからあるんだけど、SDGsの理念も含めてね、結局海を守り、森を守る、そしてこれが将来というかね、先ほどから言ってるように、理念・精神というのか、知事が、まさしくそれがね、絶賛するべきだということで、本会議で発言したということが、朝もあつたんだけど。これは知事もその都市計画法をわかった上で、世界的なSDGsの精神をやっぱり推進するということを含めて、これは上にあるんじゃないの、皆さんの都市計画法以前に。この竹富町憲章とかね、島を守り、森を守り、環境大事にするということが、このSDGsの目標の中の大きな柱になってるわけ、世界的にね。それは知事の大きな政策と皆さんと乖離があるんじゃないの、そう思ったんだけど。だから部長の答弁と知事の答弁は乖離があるんじゃないですか、これ。だからこれは都市計画法はくくってるかもしれないが、でもこれは先ほどから言っているSDGsの目標のそのものであるならば、はるかにこれは国連的な問題だし世界的な規模の問題が大きいんじゃないのと僕は思ったんだけど。とめられるんじゃないの、これは、そうだったらと思ったんで、部長それはどうですか、これ。

○上原国定土木建築部長 まさに本会議で、私と知事の考えが違うんじゃないかという御指摘ですけれども、法的にですね、我々は法律の上で行政をやっているわけですので、またこのSDGsのですね、国連の大きな枠組みの中での考え方っていうのが、それをどう法律を、規定していくのかですね、これまた今後、ちょっと研究していかないといけないのかなという気がしますので、今すぐちょっとお答えするのは難しいかなと思います。

○崎山嗣幸委員 開発と自然を守るということについては大変な難しい課題だと思いますが、そこも含めて、しっかりやっていかないと、都市計画法でばっさり切っていくということが、今先ほどから言ってるように、リゾート会社と住民とトラブル起こってるっていうかね、これも永遠の課題みたいになってるわけよね。だからそこも含めて、知事が推奨するその立場を守るならばね、あいったきれいな竹富町を守るって意味では、リゾート開発を住民は認めてないわけですね。そこに立脚をして、進めていかないと、皆さんはそれはこの

都市計画法でばっさり切ってもう物言わさない状況になるということは、ここに民意はないわけよ、はっきり言ってね。だからそこを含めて、ぜひ精査を私はしてもらいたいと、これを思います。このことも含めてね、ここの問題だけじゃなくて白保の問題もあつただろうしね、西表もあつただろうしね、そのこと含めて、ぜひこれ教訓にしてね、知事が言ってる推奨する問題も含めて、私は検証してもらいたいというふうに思います。これ今指摘だけしておきます。

それから、65ページのですね、陳情98号、新規事業なんですけど、県内での海砂採取の規制を求める陳情なんですけど、皆さんの処理概要の中で、総量規制をしてる各県の条例・要綱については、まだ収集作業ということではありますが、この段階です、指摘されてる岡山、広島、徳島、香川、愛媛5県ていうんですか、総量規制をしてるところについての情報収集についてはできてはいるんですか、今の段階で。

○新垣義秀海岸防災課長 お答えします。

現在、各県の状況を調査する段階でありますけども、現時点での総量規制をやってる箇所状況ですけども、主な事例、その総量規制に至った原因としましては、違反操業による海洋の侵食などの影響があつたことから、そういったことが社会問題になりまして、それで総量規制を行つてるといふ事例がございます。あと地元自治体や漁港等からの最終反対の要望が出されたことなど、そういったことが挙げられております。

○崎山嗣幸委員 今、私が聞いているのは、全面禁止をしてるところがね、瀬戸内海で、岡山、広島、徳島、香川、愛媛5県があると言つてゐるが、ここは実態把握してますかとまず聞きたいわけよ。全面禁止されているのを。それ今言つてるような理由なのと。違反、浸食されてるからなのということを聞いているわけ。わからんならわからんで。

○新垣義秀海岸防災課長 一部収集は終わっております。今の5県につきましては、全面禁止されていることは確認しております。主な理由が、その地域は瀬戸内海に面してございまして、瀬戸内海環境保全特別措置法、その法律の趣旨に基づきまして瀬戸内海の中では採取を禁止してるといふ状況であります。

○崎山嗣幸委員 瀬戸内海は今言つてるそういう事情ということだと思つてゐますが、沖縄の辺野古における実態と相違つていうかねー沖縄の辺野古だけじゃなくてね、沖縄は禁止されないもんだからーそこは何が違ふんですか。そうい

う理由の中、全面禁止してないんですよ、沖縄。何が違うんですか。

○新垣義秀海岸防災課長 沖縄県におきましては砂利採取防止法の規定に基づきまして、沖縄県のほうでは砂利採取の取扱要領を定めておりまして、その中で地域を一区域を規制する規定はないものですから、砂利採取法の趣旨といいますのが、いろいろな規制をもって災害の防除と砂利採取業、産業の保護といいますか、砂利採取業の発展を目的とするという内容となっております。

○崎山嗣幸委員 皆さんほら、県内は建設用材とかがあって全面禁止は難しいという必要不可欠なものだということで処理概要ありますよね。その中でまた、その他の事業の利益を損なってはいけないということも含めて、皆さんは制限難しいということで処理概要があるんですが、その中で、総量規制してるところもありますよね。総量規制するところの範囲で、県内においてですよ、この全面禁止は仮に難しいとしても、総量規制とかについては皆さんは可能性があるんですが、沖縄県内で。

○新垣義秀海岸防災課長 総量規制を行っている箇所は先ほど申し上げましたとおり、違反操業に伴う社会問題化したことを一つのきっかけとしておりまして、その規制をしてる中でも、やはりその地元の需要、建設業における骨材としての需要とか将来的な需要を見越して、それで過去の実績をもとに、総量規制を設けております。

○崎山嗣幸委員 県内ですね、実績というんかね、採取の総量実績については平均してどれくらいですか。年間、平均して。

○新垣義秀海岸防災課長 平成11年度から平成30年度までの平均でいきますと採取量が182万3904立方メートルとなっております。

○崎山嗣幸委員 182万ということで年間の実績ですよ、採取量。そして辺野古で使うとされてる一県内からのどれぐらいの予定がされてますか。沖縄からとる、採取量をどれぐらいを予定していますか、辺野古で使う分。今実績182万って聞きましたが、県内からですよ。

○新垣義秀海岸防災課長 埋立願書の中では、海砂が58万立方メートルとなっております。

○**崎山嗣幸委員** では、通常県内で使ってる建築用材とか県民生活の中に使われてる総量が大体182万立方メートルですか、使われていて、そして辺野古で沖縄からとるのが58万立方メートルですか。そうなると、これが加わっていくわけですよ、改めてね182万から58万がね、加わっていくときの、部分についての県内におけるこの海洋資源のですね、損失とか資源の開発に対する困難さとかが発生することについての、影響はどんなですか。これを加えた場合については。

○**新垣義秀海岸防災課長** 過去の実績からでいきますと、平成11年度が最高478万1000立米、採取実績がございまして、これは今、先ほど申しあげました58万立米につきましては、58万であればそんなに影響はないかと思えます。

○**崎山嗣幸委員** これ58万立方メートルですか、これ県内の海砂を辺野古に持ってくということが58万ということでもいいんですか。使うところの総量っていうんですか。

○**新垣義秀海岸防災課長** はい、そういうことです。

○**崎山嗣幸委員** じゃあ皆さんは今のところは、通常使われてる建築用材とか、今使われてるものが182万立方メートルと言いましたので、これが通常に加わって今改めて、県内から58万とっても支障はないということの判断なんですか。

○**新垣義秀海岸防災課長** 現在の埋立願書にあります58万立方メートルであれば、そんなに影響はないと考えてます。

○**崎山嗣幸委員** この海砂とるところの場所、拠点というのはどこからですか。

○**新垣義秀海岸防災課長** 平成30年度の実績で申し上げますと、国頭村沖合、大宜味村沖合、東村、伊是名村、伊平屋村、名護市、うるま市、糸満市、渡嘉敷村、全部で9市村からの沖合で採取されております。

○**崎山嗣幸委員** これは海流の変化とかね、水産生物の問題とか、海底資源の問題とか、これだけとっても、先ほどから聞いているような総量規制というのは一部やらなくても支障はないということの判断なのか、将来的な計画はどうか

ってるんですか。ずっととり続けてもいいんですか。

○新垣義秀海岸防災課長 沖縄県の砂利採取要綱によりますと、その条件がありまして、採取区域は海岸線から1キロメートル以上かつ水深15メートル以上離れてることなど、あと、掘削の深さが2メートル以内。そういった規制を設けてますので、環境に配慮しながら進めております。

○崎山嗣幸委員 これは、今辺野古の場合は軟弱地盤とかね、いろんな変更申請とかあるんだけど、今言われた県内からとるの58万で、皆さんは範囲ということで限定して考え将来とも、ということの考えでよろしいですか。これ以上は辺野古で使わないということの考えですか。

○新垣義秀海岸防災課長 58万立米といいますのは、あくまでも当初の願書で記載されてる数量でありまして、今委員のおっしゃられました地盤改良ですとか、その数量は含まれておりません。

○崎山嗣幸委員 そのことが極めて問題になってますよね。海底地盤の問題とかね、いろんなことを含めて。想定をして、後々皆さんは、県内のそういった海底資源も含めて破壊することがあっては私ならないと思うんだけど、総量規制も含めて今後考えていかないと、変更申請が出たりね、皆さん、今言ってる部分も支障ないんだけどって言うてるが、支障があるかないかについては、これ今断言は私できないと思うんです。ここはやっぱり専門的な角度からね、いろんな海洋学者も含めてやっていかないと、軟弱地盤もわからなかったことが後から発覚してきているだろうし、その辺は専門家の意見聞かないと、皆さんが先ほどから言ってるように、今のところ支障ありませんということについて断言できると私は思わないんですが、将来的に。ただ、これもわかればね、軟弱地盤も出てこないし、いろんな意味でね、活断層も出てこないし、想定できなかったから今、変更申請が出ようとしてるんでしょ。だから砂をとることも含めてね、これは支障ありませんということは言えないんじゃないですか、これ。どんなですかね、これは。

○新垣義秀海岸防災課長 先ほど申しあげましたとおり、現在の埋立承認の範囲内であれば問題ないということをお願いしております。委員がおっしゃいました地盤改良ですとか、そういった数量が上がってくれば、これはまだ問題はどの程度影響があるのかはまだ把握できておりませんので、断言はできません。

○**崎山嗣幸委員** 部長ぜひですね、この問題は知事の施策である辺野古に埋め立てさせないという基本的な立場をとってるので、ぜひこのことを含めて、埋め立ての問題も起こってる中において、自然も海底もですね、これからまた課題となっていることも含めて、慎重にこのことについて、土砂の問題も含めてありますので、海砂の採取についてはぜひ慎重にこれから対応してもらいたいと思いますが、部長の見解をちょっと聞きたいと思いますが。

○**上原国定土木建築部長** 処理概要のほうに記載していますとおり、沖縄県において海砂利ってというのは建設用骨材として必要不可欠なものであるということがございますので、それはしっかり安定供給していかないといけないというふうに考えております。ただ2番の最後のほうに書いてますけれども、特定の事業への使用を制限するという考えでもってそれを判断するわけではございませんので、あくまでもですね、砂利採取の総量規制につきましては、やはり環境の保護ですとか、今これから資料の収集等を行いますけれども、こういった背景でもってそういった総量規制をやってる都道府県の状況を見ましてですね、沖縄県にこれを適用することが望ましいのかどうかしっかり検討しながら、もちろん総量規制を行うことも含めてですね、今後検討していきたいというふうに考えております。

○**崎山嗣幸委員** 委員長、終わります。

○**新垣清涼委員長** ほかに質疑はありませんか。
座喜味一幸委員。

○**座喜味一幸委員** 一般質問通告しといてやらなかった分、簡単に伺いましょうね。失礼しました。下地島空港の残地活用の件で、資料もできてるはずなんですけど、簡単に。まず県有地の未登記部分があるんですけども、全体の筆数、面積等、それにそれを今後どのような方向で処理していくか。この処理がないと残地利用というか、今プロポーザルしている企業、あるいはそこをインフラするのに支障があると思うんですけども、その辺の見通しというか、処理のできてない、面積、筆数と。陳情のですね11ページ。

○**野原良治空港課長** 下地島空港周辺の未登記県有地は、令和元年度8月末現在で68筆、面積は約9ヘクタールとなっております。県としては昭和46年に地

元住民からの要求に応じて、当時の琉球政府と伊良部村、下地島地主会との間で交わした合意を踏まえ、適切に対応していきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 これ、しっかり取り組んでおいたほうがいいと思います。

もう一つは、下地島そのものが全部県有地だというような、膨大な面積が県有財産になってるわけですが、そこが暫定的っていうか、農業利用をさせてきております。そこについても、返すべきものは速やかに返してもらわないと、後の計画が立たないというふうに思っております。その面積と処理の状況はどうなってるんですか。

○野原良治空港課長 下地島空港周辺の県有地約304ヘクタールにおいて、無償で農業利用している耕作者数は、令和元年8月末現在で144名、耕作地の面積は約192ヘクタールとなっております。これらの耕作者との間では、県が土地を使用するときは速やかに土地を明け渡すこととする内容の確約書を交わしているところでございます。

○座喜味一幸委員 この問題も、少し丁寧にやらんといかんと思うんですけど。これまで無償で貸してあるんでありがたいなと思って使ってきたと思うんですよ。でも、長い間やっぱりやってきた慣例からして、今となると、ここで生計を立てている人たちというか、農業の収入を上げている人たちが、結局140を超える人々がいる。そして約200ヘクタールのサトウキビだとかカボチャとかってというようなことをやってる人たちがいる。これは基本的には返してもらおうという前提で使っていると思うんだけど、もう一つは、人口も減ってるし、今までせっかく農業で生産額を上げてきたんだけど、この200ヘクタールでやっていた人たちが全くその土地を明け渡してしまうと、農業の生産性が下がるというのが1点。もう一つは、それで生計を立てていたというような部分があって、それをいつまでに返せとなっちゃうと、非常に生活に影響があるという意味においては、宮古島市が90ヘクタール農業ゾーンとして県から買って、農業振興地域として、国営地下ダムの受益にも入れて、何とかこれを農業振興ゾーンとして使おうとしている計画があるわけなんですけれども、そういう市と県の今県有地を使っている農家の人たちが、上手に連携をとりながら、そこに農業の規模が極端に減らないような方向でいくというような市との連携をしてあげないと、ちょっと調子悪いんじゃないのかなと思っていてね。その辺の調整が非常に残ってると思っているものだから、その辺に関しては、部長、どう考えましょう。

○野原良治空港課長 まず明け渡し時における補償についてなんですけれども、昭和46年に当時の琉球政府と伊良部村、下地島地主会との間で交わした確認書において、耕作地及び明け渡し時における各補償は行わないと定められておりまして、現在耕作者から定期的を取得している確約書においても、県が土地を使用するときは補償要求せず速やかに明け渡すことを確認をしております。あともう一点、耕作継続を希望される耕作者に対してですけれども、委員おっしゃったように下地島内には宮古島市が所有する農業的利用ゾーンなどがありまして、そこでの耕作地の確保などが考えられることから、宮古島市の協力を得ながら対応策等検討していきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 答えは100点なんですよ。だけど今になって、今はやっぱりやってきたんで、返すのもやぶさかじゃないんだけど、少し、農業生産意欲のある人たちは、農業を継続するために何らかの行政上の調整等通して、我々も農業を少し規模を全くなくすんじゃなくして、継続させるように行政でもいろいろと調整してくれませんかというのがやっぱり希望としてはあるんですよ。だからその辺はちょっと面倒くさくてもですね、農水部、あるいは市を巻き込んで一県のほうで基盤整備の準備もしてるからね—その辺での連携をとりながら、割と行政は優しく対応してくれてるなっていうような部分で、ぜひ調整もしながら、すんなりと納得して農地を返していただくように、ぜひやっていただきたいなと思っておりますが、ちなみにこれはいつごろまでにけりつきそうですか。

○野原良治空港課長 住民説明会を開催しておりまして、いろいろ耕作者の継続する要望もあったことから、現在、そういった方々の意見をどのように吸収できるかということで宮古島市と今協議を重ねているところでございます。

○座喜味一幸委員 県は今、参入業者に関して、基本合意をできるだけ早目に、来年の早々には基本合意を取りつきたいという方向で多分進んでいると思うんですが、基本合意を取りつける際には、この200ヘクタールに及ぶ土地の見通し、そういうものもある程度片づいておかんといかんと思っているんですよ。そういう意味でね、まずは、下地島空港の参入業者数と基本合意に向けた今の取り組み、いつごろまでにけりをつけるのか。参入業者の計画概要もできれば出してもらったほうがいいと思いますよ。なかなか議会に対して、今は出せない、基本合意ができてから概要は出しますっていうことになってるんだけど、

どういう事業するのかを議会がわからなくて、いつまでもいるというわけにはいかないので、概要ぐらい一部長、説明されたらどうですか。

○野原良治空港課長 下地島空港及び周辺用地の活用については、平成29年度に、第2期事業提案を公募しまして、平成30年3月にリゾート関連、航空関連、航空人材育成関連等の事業を利活用候補事業として選定しております。現在、早期の提案者との基本合意締結を目指して条件協議を行っているところであります。

○座喜味一幸委員 3月には選定されてるわけだから、もう具体的に県の土地の上に立つわけなんで、できれば計画も示しながら早目の基本合意の取りつけをお願いしたいなと思います。

もう一点は、宮古空港の施設、機能の充実—18ページかな、要請等が出ておりますが、これについて何点かお願いをしたいと思います。1つは、お客さんが大変来て、駐車場が不足してるというような要請が多分実務的に上がってると思うんですが、もう767の飛行機等が入ったときに、極めて駐車場が満杯、というようなことで、将来の予定地として今芝生を張った場所があるんですが、向こうを今工事用に使わせておるんですが、それを速やかに一般利用者に開放していただきたいというのが1点でございますが、部長、これはすぐできるんじゃないんですか。

○野原良治空港課長 宮古空港においてはですね、現在駐車場約406台分が整備されておまして、これまで宮古島において今、イベントが開催される時期が満車となることがありました。最近は平日でも満車に近い状態になることがあり、現在は駐車場拡大予定エリア—緑地帯に臨時的に駐車をしている状況があります。宮古空港の乗降客数は増加しており、駐車場の拡大については、駐車場の利用実態を把握して検討していきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 工事用地には開放してるのよ。工事用地には開放してる。簡単な仮設取りつけの—あれは何ていうかな—つけて開放しているんですけども、早目に舗装して開放すると。要するにその障害は何かというと、駐車場に入れんもんだから、お客さんを迎えるために周辺でぐるぐるぐるぐる回っていて、もう動かない状態。非常に危険だと思ってるんですよ。やはりせっかく面積があって芝生も張ってあって、簡易な対応でできるんで。これは多分、宮古空港ターミナル株式会社からも実務的に上がってると思って、検討お願い

してあったんですが、これ速やかに部長対応していただきたいというのが1点。

もう一点はですね、我々のきょうの話聞くと、議員のほうは納得すると思うんですけど、空港駐車場の時間帯が条例で縛られている。それで7時から何時までかな、あって、空港の職員とか朝早くとか、大型便がおくれて遅くとかっていうときにも、この駐車場が時間帯で設定されていて、職員も外で車を置いてこの準備をするというようなこと等があって、もう警備員の方たちは真面目なもんだから、もうロックされたチェーンさえも離さないでいるわけです。こういうものは、弾力的に機能的に機動的にやるべきなんで、場合によっては条例改正が必要であれば、こんなのは当たり前のことでありますから、ぜひともに弾力的運用できなければ、速やかに条例改正をお願いしたいと思いますが、部長どうですか。大変だよ、こんなにかたかったら。

○野原良治空港課長 ちょっと繰り返しになりますけれども、宮古空港の駐車場の拡大については、現在のターミナルの拡張工事等も行っておりますので、利用実態を把握して検討しておきたいと思えます。

使用時間の見直しについてですけれども、駐車場の使用時間は規則によって7時から22時までと定められておりますし、駐車場の使用時間の見直しに当たっては、駐車場の利用状況を把握する必要があると考えておまして、また駐車場を管理し駐車料を徴収する事務は、事務処理の特例により、宮古島市が処理することとされていることから、宮古島市の意見も踏まえて……。

○座喜味一幸委員 答弁はわかってるんだ、答弁はわかってるんだよ。要するに、いいですか。市は、県が条例で縛ってるから、そんなことは現場では対応できませんで終わってるのよ。というんであれば、条例を改正するか。

○上原国定土木建築部長 今課長も答弁しましたけれども、使用時間については規則で定めているということでございますので、宮古島市と調整してですね、速やかに、速やかに対応していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○座喜味一幸委員 速やかに変えるころは開放されてますよ。断言します。本当はもっといっぱいあるのよ。契約駐車場を年間契約してるけれども、年間契約者に対しても時間制限がかかって、職員がちょっと業務でおくれたら駐車場の中に丸々車があって、その夜中分の駐車料金を丸々払ってるというのが、非常にもう不自然なことが多いんで、その辺の改正を部長よろしく。

もう一点。那覇空港では、駐車場を探すというような時間帯等も含めて、猶予時間が多分30分だと思っておりますが、宮古空港でも同じように、満杯のときにぐるぐるぐるぐる回って中に入ったらもう少しゆとりを持ってらるんだけど10分か15分か20分ぐらいですと、がちっと金取られるんですよ。そういうものはやはり、現場を見るとおかしいと思うんで、那覇空港あたりと同じように、横一線にして、この駐車場の調整時間帯30分みたいなものを横並びにしといて、余りこの離島からお金取って特別会計に入れることだけ考えずに、その辺は空港と横並びでお願いしたいんですが、それはどうですか。

○野原良治空港課長 短時間使用の無料化についてですけれども、まず現状の利用者の意向を確認するために、駐車場の利用時間の分析とかですね、駐車場利用するアンケートなどを実施をしまして、その無料化の導入については検討していきたいと考えております。その駐車場のですね、駐車料金は空港管理費に充てられる重要な財源となっていることを考慮しながら、検討していきたいと考えております。

○座喜味一幸委員 これは規則ですか何ですか、何に縛られてるんですか。

○野原良治空港課長 条例でございます。

○座喜味一幸委員 これも条例ですけれども、これは我々非常に現場に通じてる委員でありますから、議員提案しましょうか、どのほうがいいですか。ぜひともにこれ現場に応じたね、いっぱい観光客ふえて喜ぶ反面、非常に不都合もあるんで、その辺臨機応変に対応をしていただきたいと思えます。

もう一点、トンネル事業。公共投資交付金の話が、削減でもう箸にも棒にもかからないかなと思ってもう4年前に陳情し始めたんですが、宮古にとっては防災機能も含めて、郡部への横断道路として非常に混雑しております。交通量も一時期やったかなと思ったけど、なお一層混雑を深めておりますので、対応願いたいんですが。宮古空港横断トンネルの話です。

○島袋善明道路街路課長 今、委員おっしゃったとおりですね、平成29年度に宮古土木事務所において交通量の調査を行っております。新しいところではことしの9月にですね、同様に交通量の調査を行ったところではありますが、その調査結果がですね、宮古合同庁舎から空港まで、平均旅行速度が25.9キロメートル毎時というところで、前回の調査とほぼ同じというところで、混雑とか増

しているという結果には、残念ながらないというところです。引き続きそういう、交通量の観測もしながらですね、宮古空港横断トンネルについては、宮古島市、あるいは宮古土木事務所、まずは行政の事務レベルで意見交換なり議論を深めていければと思っております。

○座喜味一幸委員 これは那覇の感覚だったら、東京でつくった交通量の基準だったね。そういうのはやっぱり、離島とは合いませんので、ぜひともに実態を把握していただきながら、宮古島市からの要望でありますから、ぜひ前向きに。しかも全土木予算の北・中・南部、宮古、八重山の中で、宮古の土木の予算というのは19億しかありません—だったよな、間違ってたらごめん。ほかの土木事務所所管の予算の半分以下であります。そういう意味でも、今後公園を含め、道路を含め、まだインフラの準備ってというのはいっぱいありますので、土木予算の均等配分も含め御検討願います。部長、最後の総括願います。

○上原国定土木建築部長 予算の配分につきましては、先ほどから議論しておりますとおり、しっかりですね、選択と集中ということで、必要などころにしっかり予算配分しながらやっている結果でございますので、当然、地域バランスを踏まえた上でしっかり配分していきたいと思っております。

○座喜味一幸委員 よろしくお願いたします。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原正次委員。

○上原正次委員 陳情第112号、47ページ、処理概要は変わってないんですけど、台風24号から1年たって、1番と2番をもうちょっと詳しく説明してもらえますか。1番の高潮等の早期に向けて取り組んでるってなってますけど。それと、2番の国との技術や施設状況、検討を行ってるというところ、もう少し詳しく聞きたいので、お願いします。

○新垣義秀海岸防災課長 お答えします。

災害復旧工事につきましては、現在工事は終盤に差しかかりまして、ことし、年内には完了する予定となっております。2番目のかさ上げ等の検討状況ですけれども、こちらのほうにつきましても、地元の調整を行いまして、パラペットはかさ上げしまして、その設計調整を終えて、今議会の補正予算で予算計上し

ておりまして、議決あり次第、工事発注手続に入る予定にしております。
以上です。

○上原正次委員 陳情にもありますように、防波堤の強度と違って、載ってま
すけど、防波堤の強度、この今工事してる部分、延長部門の、防波堤なんかも
これから工事する予定とかはあるんですか。今、工事も9割方できてはいるっ
ていうお話なんですけど、防波堤の強度。被災箇所、防波堤じゃないんですか。

○新垣義秀海岸防災課長 これは護岸の一部が破損しまして、災害復旧工事に
ついては現在、復旧を行っております、あと護岸のかさ上げ機能強化という
意味合いで、強度とかそういったものではなくて、護岸の越波に対する機能を
さらに高めるということで、護岸のかさ上げについては、先ほど申し上げまし
た補正予算で対応したいと考えております。

○上原正次委員 終わります。ありがとうございます。

○新垣清涼委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○新垣清涼委員長 質疑なしと認めます。

以上で、土木建築部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○新垣清涼委員長 再開いたします。

以上で、予定の議題は全て終了いたしました。
次回は、10月7日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。
委員の皆さん、大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 新垣清涼